

平成 2 3 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 1 回)

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成22年行政監査（債権管理について）、平成22年工事監査、平成22年財政援助団体等監査、平成22年各会計定例監査、平成21年度決算審査（各会計歳入歳出及び公営企業各会計）、平成21年行政監査（都立学校の経営について、東京港臨海地域における公の施設の管理運営について）、平成21年財政援助団体等監査、平成21年各会計定例監査、平成20年財政援助団体等監査、平成20年各会計定例監査及び平成19年行政監査（指定管理者制度による公の施設の管理について）の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので公表する。

平成23年6月17日

東京都監査委員	大塚	たかあき
同	遠藤	衛
同	三栖	賢治
同	筆谷	勇
同	金子	庸子

目 次

第1 報告の概要	1
第2 報告の内容	
平成22年行政監査（債権管理について）	2
平成22年工事監査	3
平成22年財政援助団体等監査	21
平成22年各会計定例監査	29
平成21年度決算審査（各会計歳入歳出）	32
平成21年度決算審査（公営企業各会計）	32
平成21年行政監査（都立学校の経営について）	33
平成21年行政監査（東京港臨海地域における公の施設の管理運営について）	42
平成21年財政援助団体等監査	45
平成21年各会計定例監査	46
平成20年財政援助団体等監査	48
平成20年各会計定例監査	49
平成19年行政監査（指定管理者制度による公の施設の管理について）	50

第1 報告の概要

各監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、表1のとおり、執行機関から通知があった。今回、通知を受けた件数は113件（指摘：109件、意見・要望：4件）であり、残る103件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検討中となっている。

（表1）講じた措置の件数

区分	監査実施期間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善中 A-(B+C)
平成22年 行政監査 (債権管理について)	平成22.8.23 ～平成23.1.13	指摘	22	—	1	21
		意見・要望	2	—	1	1
		計	24	—	2	22
平成22年 工事監査	平成22.1.21 ～平成23.1.13	指摘	35	—	35	0
		意見・要望	1	—	1	0
		計	36	—	36	0
平成22年 財政援助団体等監査	平成22.8.27 ～平成23.1.13	指摘	35	—	27	8
		意見・要望	1	—	0	1
		計	36	—	27	9
平成22年 各会計定例監査 (平成21年度執行分)	平成22.1.14 ～平成22.9.2	指摘	74	33	8	33
		意見・要望	4	0	0	4
		計	78	33	8	37
平成21年度 決算審査 (各会計歳入歳出)	平成22.7.14 ～平成22.9.2	指摘	11	7	4	0
		意見・要望	—	—	—	—
		計	11	7	4	0
平成21年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成22.6.1 ～平成22.9.2	指摘	4	3	1	0
		意見・要望	—	—	—	—
		計	4	3	1	0
平成21年 行政監査 (都立学校の経営について)	平成21.9.15 ～平成22.2.3	指摘	65	41	21	3
		意見・要望	—	—	—	—
		計	65	41	21	3
平成21年 行政監査 (東京港臨海地域における公の 施設の管理運営について)	平成21.9.14 ～平成22.2.3	指摘	20	17	2	1
		意見・要望	14	12	1	1
		計	34	29	3	2
平成21年 工事監査	平成21.1.19 ～平成22.1.13	指摘	33	32	0	1
		意見・要望	2	2	—	—
		計	35	34	0	1
平成21年 財政援助団体等監査	平成21.9.4 ～平成22.1.20	指摘	38	35	2	1
		意見・要望	3	1	0	2
		計	41	36	2	3
平成21年 各会計定例監査 (平成20年度執行分)	平成21.1.16 ～平成21.8.28	指摘	123	106	4	13
		意見・要望	10	5	0	5
		計	133	111	4	18
平成20年度 決算審査 (各会計歳入歳出)	平成21.7.16 ～平成21.8.28	指摘	15	13	0	2
		意見・要望	1	1	—	—
		計	16	14	0	2
平成20年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成21.6.1 ～平成21.8.28	指摘	3	2	0	1
		意見・要望	—	—	—	—
		計	3	2	0	1
平成20年 財政援助団体等監査	平成20.9.17 ～平成21.1.21	指摘	65	63	2	0
		意見・要望	9	7	0	2
		計	74	70	2	2
平成20年 各会計定例監査 (平成19年度執行分)	平成20.1.17 ～平成20.9.5	指摘	103	101	2	0
		意見・要望	6	5	0	1
		計	109	106	2	1
平成19年 行政監査 (指定管理者制度による公 の施設の管理について)	平成19.9.26 ～平成20.1.31	指摘	36	36	—	—
		意見・要望	3	1	1	1
		計	39	37	1	1
平成16年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成17.6.3 ～平成17.9.7	指摘	11	10	0	1
		意見・要望	—	—	—	—
		計	11	10	0	1
合 計	計	指摘	693	499	109	85
		意見・要望	56	34	4	18
		計	749	533	113	103

（注）件数については、一つの指摘が複数の局（団体）にある場合、局（団体）ごとに件数を数えている。

第2 報告の内容

〔平成22年行政監査（債権管理について）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	滞納処分の執行停止の判断基準の見直しについて	<p>局は、各建設事務所へ道路占用料に係る滞納処分の執行停止の判断基準を定めて通知している。判断基準では、</p> <p>① 無財産であっても所在不明でない場合は執行停止に該当しない</p> <p>② 滞納者の年齢や収入状況、収入の回復可能性について勘案することとなっていない</p> <p>など、現状の滞納状況に即していないことから、徴収の見込みがない案件について滞納処分の執行停止ができない事例が見受けられた。</p> <p>局は、試行的取組での検証を経た後にマニュアルの充実を図るとしているが、速やかに実務に反映させ、各所で共有すべき事例であることから、各所がより効率的な債権回収を行えるよう、滞納処分の執行停止の判断基準について早急な見直しが望まれる。</p>	<p>執行停止の判断基準については、強制徴収の試行的取組の検証後に見直しを図ることとしていたが、東京都債権管理マニュアルの執行停止の判断基準と同様の基準（①滞納処分を執行することができる財産がないとき、②滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、③滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき）に改め、各建設事務所あてに通知した。（平成23年1月20日付22建道管監第328号）</p>
建設局	債権管理マニュアルの内容を是正すべきもの	<p>局は、「河川流水占用料等徴収事務の手引」を作成して、各建設事務所の債権管理マニュアルとしている。</p> <p>ア 「東京都債権管理マニュアル」では、分割納入を認めた場合は、債務承認を兼ねた分納誓約書を徴し、この分納誓約書において、分割納入が2回以上不履行になった場合は、差押えを受けても異議はないことを滞納者に承認させることとされているが、第五建設事務所が徴した分割納入の申請書には、これら2点に関する記載がない。</p> <p>これは、マニュアルに、分割納入に係る申請書の必要事項が記載されていないことや、申請書の例示がないことなどによるものである。</p> <p>イ 督促によって時効が中断する期間は、督促状を発した日から10日を経過した日までであり、督促により時効が中断した後の時効の起算点は、督促状を発してから11日を経過した日であるにもかかわらず、マニュアルの記載はこれと異なっている。この結果、各所において、時効到来期限を誤って認識していた事例が見受けられた。</p> <p>局は、マニュアルの内容を是正し、各所における債権管理が適切に行われるよう指導されたい。</p>	<p>指摘のア、イについて、平成22年10月29日付22建河管第915号「河川流水占用料等徴収事務の手引の訂正について」により、各建設事務所等に手引の訂正を通知した。</p> <p>また、収入未済のある2事務所に対して、未納者折衝記録簿に時効到来期限が正しく記載されていることの確認を行った。</p>

[平成22年工事監査]

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	解体工事の設計を適切に行うべきもの	<p>(旧) 東京都小平児童相談所 (H21) 解体工事ほか1件は、移転等により不要となった施設を解体するものであるが、設計では、建物の全周に足場を組み、防音シートにより騒音及び防塵対策を行うこととしている。</p> <p>しかしながら、敷地条件、建物規模を考慮すると、前面を解体作業スペースとする地上からの解体を想定した仮設計画により、足場等を建物の全周に設置しない設計を行うことが適切である。</p> <p>仮に、地上からの解体を想定した仮設計画に基づく設計がなされていれば、2件合わせて積算額約252万円を縮減することができる。</p>	<p>契約管財課建築定例会(平成22年11月2日開催)及び契約管財課工事係会(平成22年12月15日、平成23年1月17日開催)において、指摘事項を踏まえ、仮設計画策定については、敷地状況を十分調査の上、設定し、適正に積算するよう周知した。</p> <p>また、当該工事係会では、東京都財務局の「工事積算標準」を使用し、仮設工事及び単価設定を中心に係内勉強会も同時開催したうえで、設計、積算業務に当たり、工種別チェックリストを活用し、ダブルチェック等によるチェック体制の強化を図ることとした。</p>
財務局	進入防止柵の単価設定を適切に行うべきもの	<p>局では、土木工事の材料費の単価設定については建設局積算基準を一部適用し、建設局単価表に定めのない材料を使用する場合は、物価資料・他局単価等に記載がある場合はこれを採用し、ない場合は見積り・公表(カタログ) 価格等を採用している。</p> <p>都立松沢病院(21)外構整備工事ほか1件における進入防止柵の単価設定について、建設局単価表に適用できる単価がなく、物価資料に掲載されているものとも設計仕様が異なることから、材料メーカーの公表(カタログ) 価格に査定率を乗じて単価設定を行っている。</p> <p>しかしながら、設計で定めている高さや大きさが同等で、強度等の性能を満足していると判断できる製品が物価資料に掲載されており、実際の施工においてもこの製品の性能等が設計に定める仕様と同等と判断して承諾している。</p> <p>施工時に承諾できる製品が物価資料に掲載されている場合は、設計時にこの製品の価格を用いて単価を設定することが適切である。</p> <p>仮に、この価格を用いて積算すると、2件合わせて約682万円を縮減することができる。</p>	<p>本件指摘について、平成22年10月7日に局内関係部署に対して周知するとともに、改善策を検討するよう指示した。</p> <p>これを受けて、平成22年12月10日及び12月16日に建築保全部内において、監査指摘事項再発防止検討会を開き、指摘事項の原因分析及び再発防止策の検討を行った。</p> <p>その結果、再発防止策として「製品単価チェックリスト」を作成の上、起工書に添付することで、複数の設計者、監督員が実施設計の段階から、局単価及び物価資料等に同等品がないか確認したうえで、公表(カタログ)、見積り価格の採用を決定することとした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
生活文化局	自動制御設備におけるデジタル式コントローラの積算を適正に行うべきもの	<p>駒沢オリンピック公園総合運動場（２１）中央監視設備改修工事における、空調の自動制御設備におけるデジタル式コントローラ（一式）について、見積りを査定して単価を設定している。</p> <p>しかしながら、単価の設定に当たって、見積書の機器単価を見誤り、他の機器との合計金額を計上したため、積算額約３５２万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成２２年８月２日に総務部総務課施設係内にて打合せ会を行い、指摘事項について内容の周知及び注意喚起を行った。</p> <p>今後の対策として、見積額の積算誤りを防ぐため、見積資料整理における金額の小計、合計欄の判別を容易とするように、見積資料にマーキング等で色分けを施すことや、担当以外の者が当該部分の確認を行うことで再発防止を図るものとした。</p>
生活文化局	美術館内改修工事における高所作業車の単価設定を適正に行うべきもの	<p>東京都現代美術館（２１）セキュリティー設備改修工事における、高所のセンサー取付け等に使用する高所作業車の単価設定について、局が使用する単価表に掲載されている高所作業車の単価を計上している。</p> <p>しかしながら、この単価は、屋外の作業で使用するもので、美術館内の作業に使用できるものではない。また、１か月以上にわたる使用の場合は、長期割引を行わなければならないが、これを行っていない。</p> <p>このため、美術館内でも使用可能な高所作業車の単価を定期刊行物から採用し、長期割引を適用した場合に比べ、積算額約９８万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成２２年８月２日に総務部総務課施設係内にて打合せ会を行い、指摘事項について内容の周知及び注意喚起を行った。</p> <p>今後の対策として、積算単価の設定誤りを防ぐため、工事積算標準単価表（財務局）記載の単価を用いる際には、当該単価の仕様が本工事と十分整合が図られているか精査を行うと共に、財務局建築保全部へ再確認を行うものとした。</p>
都市整備局	ウレタン塗膜防水の単価設定を適正に行うべきもの	<p>平成２１年度東京都再開発事務所庁舎外壁他改修工事における、屋上防水改修工事のウレタン塗膜防水の単価について見ると、施工困難だとして見積りを採用し、標準単価より割高な価格を計上している。</p> <p>しかしながら、図面や特記仕様書の記述及び見積書の積算条件にも、施工困難による施工条件の具体的な表示がない状況であり、現場でも特段の施工困難性が確認できない。</p> <p>このため、標準的なウレタン塗膜防水として局標準単価を採用した場合と比べて、積算額約３１１万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成２３年１月２７日付「平成２２年工事監査の結果及び対応について」により、指摘内容の周知及び今後の設計、積算等における留意点を周知した。</p> <p>また、平成２３年２月３日に「平成２２年工事監査報告会」を開催し、指摘内容を周知するとともに、その内容を踏まえ、見積りにより単価を設定する場合は、工事積算標準等を十分確認し適正に設定するよう職員に周知徹底した。</p> <p>所では再発防止のため、平成２３年２月８日に所長が工事監査に係る関係者会議を開催し、局監査報告会の内容を工事関係職員に周知するとともに、見積りによる単価設定について適正な事務処理をするよう注意喚起を行った。今後管理課における工事は、工事課に積算及び設計を依頼し、監督に関しても工事課と連携して対応を行うこととする。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
環境局	展示資料制作の単価設定を適正に行うべきもの	<p>環境学習施設整備工事は、埋立処分場で実施している施設見学会の充実を図り、環境問題について学習するための展示施設を整備するものである。</p> <p>このうち、施設に展示する「一週間に出すごみ」の展示物制作の単価について見ると、見積りを参考に設定しているが、誤って設定すべき金額の7倍の単価を計上している。</p> <p>このため、積算額約698万円が過大なものとなっている。</p>	<p>1 局における対応</p> <p>① 平成22年6月24日、工事監査担当課長会にて監査結果の報告と再発防止策を検討し、平成22年6月29日、拡大庶務担当課長会にて監査結果を報告</p> <p>② 平成22年7月13日、庶務担当課長会にて工事関連業務の相談窓口の設置を決定</p> <p>③ 平成23年1月14日、工事監査担当課長会にて監査結果と再発防止策実施状況を報告し、平成23年1月18日庶務担当課長会にて監査結果の報告と再発防止を周知・徹底</p> <p>2 廃棄物対策部における対応</p> <p>平成22年6月23日付けで、工事積算確認票を用いて専門職がチェックするなど、再発防止策としてチェック体制の強化を決定し、課内に周知した。</p>
環境局	緊急施工工事における設計・積算を適切に行うべきもの	<p>蛇滝線歩道災害応急工事（緊急施工）は、平成20年8月の集中豪雨で被害に遭った歩道の路肩、階段の復旧や斜面に土留め柵、土のうの設置等を行うものである。</p> <p>このうち、起工書の設計内訳について見ると、見積りを参考に内訳数量と単価を一式計上している。</p> <p>しかしながら、設計内訳数量は、契約内容を明確にするため具体的な現場調査のもとに計上し、単価については、局及び国の積算基準等を用いて計上すべきところ、これらを行わず計上したことは適切でない。</p>	<p>1 局における対応</p> <p>① 平成22年6月24日、工事監査担当課長会にて監査結果の報告と再発防止策を検討し、平成22年6月29日、拡大庶務担当課長会にて監査結果を報告</p> <p>② 平成22年7月13日、庶務担当課長会にて工事関連業務の相談窓口の設置を決定</p> <p>③ 平成23年1月14日、工事監査担当課長会にて監査結果と再発防止策実施状況を報告し、平成23年1月18日庶務担当課長会にて監査結果の報告と再発防止を周知・徹底</p> <p>2 多摩環境事務所における対応</p> <p>① 平成22年5月11日、本庁主管課との調整会議にて監査結果を情報共有するとともに、今後の技術情報の連絡体制を確認</p> <p>② 平成22年6月30日、自然環境課自然公園係の係内会議にて積算基準に基づく適切な積算とチェック体制の強化について周知</p> <p>③ 通常の照査に加えて技術に精通した職員による設計内容の再チェックを実施</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	建物管理業務委託における点検の単価設定を適正に行うべきもの	<p>東京都立大塚病院建物管理業務委託におけるファンコイルユニットの点検単価について見ると、前年度の単価をそのまま使用している。</p> <p>しかしながら、ファンコイルユニットの点検単価は、本部の規定する単価表に当該年度の単価が掲載されているため、前年度の設計単価をそのまま用いて積算することは適正でない。</p> <p>このため、積算額約252万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成23年1月28日付で患者サービス課長より、各都立病院庶務担当課長及び本部内関係課長あて、「適正な施工管理等の徹底について」で施工管理等を適切に行うよう周知した。</p> <p>大塚病院では、平成23年度からの建物管理業務委託契約において、ファンコイルユニットにつき、本部の規定する単価表に基づき適正な単価設定を行い、是正した。</p> <p>なお、契約締結手続きの際、本部協議に先立って、病院は必ず事前に積算資料を提出し、施設整備係の確認を受けることとする。</p>
建設局	H鋼杭打工の単価設定を適正に行うべきもの	<p>町田小山陸橋(仮称)橋りょう下部工事(21南東-多摩3・1・6小山)における土留杭を打込むためのH鋼杭打工の積算について見ると、10本当たりの歩掛りを1本当たりの歩掛りと誤って算定し、設定すべき金額の10倍の単価を計上している。</p> <p>このため、積算額約326万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成23年1月の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。</p> <p>南多摩東部建設事務所は、工事監査指摘事項に関して、課内係長会議を開催し、再発防止策等についての検討を行った。</p> <p>この検討結果を取りまとめ、平成22年11月9日、「工事課所管工事発注時の積算照査方針」を決定し、以後の工事発注に際しては、従来から行っている係内での設計照査に加え、課内の係長による第三者的な視線での照査・確認を行い、再発防止に努めている。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	ビニル床タイルの単価設定を適切に行うべきもの	<p>水門管理システムセンター（仮称）新築工事（その2）において、内装工事のOAフロア仕上材料として、帯電防止機能を有するビニル床タイル（以下「帯電防止床タイル」という。）と帯電防止機能を有しないビニル床タイル（以下「一般床タイル」という。）の2種類のビニル床タイルを採用している。</p> <p>帯電防止床タイルの単価は物価資料に掲載されていることから、その単価を採用し、一般床タイルの単価は物価資料に掲載されていないことから、カタログ価格を査定して設定している。</p> <p>しかしながら、設計で用いた材料のカタログ価格においては、一般床タイルが帯電防止床タイルより安価であるが、積算では一般床タイルが帯電防止床タイルより割高な単価設定となっており、不合理なものとなっている。</p> <p>このような場合は、帯電防止床タイルの物価資料に掲載されている単価とカタログ価格との関係を参考に用いて、一般床タイルのカタログ価格を査定し、単価設定することが適切である。</p> <p>仮に、このように単価設定すると、積算額約132万円を縮減することができる。</p>	<p>局は、平成23年1月の技術担当課長会、河川担当課長会において、監査結果を報告し再発防止に向け適切な単価設定を行うよう周知徹底した。</p> <p>江東治水事務所は、平成23年1月に工事監査報告会を開催して、指摘内容の報告を行うとともに今後の対策等について議論した。そして今後の対策として、新たに作成した単価設定フローを活用し、単価設定の確認を行うとともに、チェックシートによる積算チェックや複数照査によりチェック体制を強化することなどによって、再発防止の徹底を図ることとした。</p>
港湾局	鋼矢板引抜工の積算を適正に行うべきもの	<p>平成21年度有明一丁目雨水管布設工事における土留めの鋼矢板引抜工の積算について見ると、局積算基準にある油圧式杭圧入引抜機の引抜作業の基準を適用すべきところ、誤って作業能率が低く、割高な圧入作業の基準を適用している。</p> <p>このため、積算額約359万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成22年3月29日の担当部署係長会議にて、再発防止を徹底するため、設計書作成に当たっては、係内でダブルチェックを更に強化し、基準の適用に誤りがないか確認することを周知徹底した。</p> <p>また、平成22年6月30日に技術管理課より工事監査の指摘内容を関係部署に周知徹底した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
港湾局	仮囲い材料の単価設定を適切に行うべきもの	<p>平成20年度青海地区共同溝準備工事において使用する囲い材料3タイプの単価設定について見ると、局単価表に適用できる単価がないため、材料メーカーの公表価格(カタログ価格)等を査定し、単価設定を行っている。</p> <p>しかしながら、局積算基準によると、局単価に定めのない材料を使用する場合は、</p> <p>(イ) 物価資料・他局単価等に記載がある場合はこれを採用する</p> <p>(ロ) 1工事における調達価格(材料単価×使用数量)が300万円以上である場合、局特別調査(臨時調査)にて調査を行い材料単価を決定するものとする</p> <p>の順で決定するとしている。</p> <p>本工事において使用する仮囲い材料3タイプの調達価格は、いずれも300万円を超えており、特別調査等を行わず単価設定を行っていることは適切でない。</p> <p>仮に、物価資料に掲載されている類似の単価を参考に用いて積算すると、約609万円を縮減することができる。</p>	<p>局は、平成22年3月29日の課内会議にて、単価設定を適切に行うため次のことを再度、周知徹底した。</p> <p>① 公表価格(カタログ価格)は、見積りを取り、300万円以上の場合、特別調査を徹底する。</p> <p>② 時間に制約のある変更設計時の「特別調査」については、基準担当課と調整し、積算基準どおり適正に運用出来るように取り組む。</p> <p>③ 積算照査時に複数人でチェックする。</p> <p>また、平成22年6月30日に技術管理課より工事監査の指摘内容を関係部署に周知徹底した。</p> <p>なお、本案件の指摘趣旨については、これまでも工務係長会等で議題としてきたが、平成22年7月5日に平成22年度工務関係係長会(第1回)を開催し、局内全課に再度周知徹底した。</p>
東京消防庁	ポンプ付き散水車借入れ費の単価設定を適正に行うべきもの	<p>21経年防火水槽用途廃止工事における、ポンプ付き散水車の借入れ費の単価設定について見ると、庁単価表に適用できる単価がないため、借入れ費に運搬費を加えた見積りにより単価設定を行っている。</p> <p>しかしながら、庁で用いている積算基準によると、自走による建設機械の運搬費は、率で計上する共通仮設費に含まれていることから、運搬費の二重計上となり適切でない。</p> <p>このため、積算額約136万円が過大なものとなっている。</p>	<p>再発防止に向け、平成22年4月8日付け水利課長通達により、適正な設計積算及び施工管理の徹底について課員に周知し、積算基準で定める工事費の基本構成及びその内容の精通に努めるとともに、設定する単価の内訳構成を再確認することをチェック項目として加えた。</p> <p>また、平成22年4月14日の係員会議においても通知内容を周知徹底した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	土留工芯材の材料費の積算を適正に行うべきもの	<p>板橋区西台一丁目地先から同区中台二丁目地先間外1箇所配水本管(700mm・500mm)新設工事における、発進立坑の土留工(柱列式地中連続壁工法)に使用する芯材の積算について、局の単価表には、使用するH形鋼に一致する形状の単価が掲載されていないため、形状が類似するI形鋼の単価を用いて計上している。また、現場条件等から芯材には継手を設けることとしている。</p> <p>しかしながら、局基準では局単価に定めのない材料を使用する場合は、物価資料、その他の調査資料、見積り等により適正に決定するものとしていることから、物価資料に掲載されているH形鋼の材料単価を用いていないことは適切でない。また、継手を設ける場合に、必要な継手材料を計上していないことは適切でない。</p> <p>このため、積算額約363万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成22年6月15日、18日、21日及び22日の建設部各課及び各建設事務所との連絡会並びに平成22年8月10日の工務・工事係長会において、工事監査での質疑継続内容の趣旨を十分踏まえ、今後の設計業務及び設計変更業務を遂行するに当たり、再発を防止するよう注意喚起を行った。</p> <p>また、本指摘の趣旨を十分踏まえ、今後の設計審査を実施するに当たり使用する「設計チェックリスト」に新たに材料価格の採用(順位)に関する確認欄を設け、チェック体制の強化を図ることとし、平成23年1月4日付事務連絡にて関係部署に周知した。</p>
下水道局	打ち放し型枠の単価設定を適正に行うべきもの	<p>浮間水再生センター主ポンプ棟(北部第二下水道事務所北出張所)改修工事における、外構工事の資材置場新設の打ち放し型枠の単価について見ると、局標準単価に基づき設定しているが、誤って設定すべき金額の10倍の単価を計上している。</p> <p>このため、積算額約201万円が過大なものとなっている。</p>	<p>施設管理部では、平成22年7月28日の課内監査検討会において、指摘内容の報告及びチェック体制の強化を図り、再発防止に努めるよう周知した。</p> <p>再発防止に向け、平成22年11月から営繕積算システム(RIBC)を導入し、積算を実施することとした。また、設計採用単価と単価表等とのチェック、他工事との単価のチェックについて、新たにチェックシートを整備し、課内でダブルチェック体制の強化を図ることとした。</p> <p>さらに、局として、平成23年1月31日に工事監査フォローアップ研修を実施し、打ち放し型枠の単価設定を適切に行うことと合わせて、監査事務局の工事監査事例集を説明し、単価設定等幅広く再発防止に向けて確認を図るよう、関係職員に周知した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	U字溝ゴム製蓋の単価設定を適切に行うべきもの	<p>庁積算基準によれば、材料費の単価設定については建設局積算基準を一部適用し、庁単価表に定めのない材料を使用する場合は、物価資料・他局単価等に記載がある場合はこれを採用し、ない場合には、見積り・公表（カタログ）価格等を採用するとしている。</p> <p>都立小平西高等学校（21）区画整理事業に伴う施設改修工事における、U字溝ゴム製蓋の単価設定について見ると、庁単価表に適用できる単価がないものであるが、物価資料にも該当する価格が掲載されていないと錯誤して、材料メーカーの公表（カタログ）価格に査定率を乗じて単価設定を行っている。</p> <p>しかしながら、物価資料にはU字溝ゴム製蓋の価格が掲載されているため、この価格を用いて単価を設定することが市場価格をより反映したものとなる。</p> <p>仮に、この価格を用いて積算すると、約176万円を縮減することができる。</p>	<p>指摘趣旨については、平成22年3月19日に営繕課土木担当係会を開催し、指摘内容を説明し、</p> <p>① 「土木工事項目表」（単価表）へのU字溝用ゴム製蓋の追加</p> <p>② 物価資料検索時のミス防止対策（他職員への確認、物価資料発行元への確認等）の徹底</p> <p>③ 第三者による設計書チェックの徹底</p> <p>を再度周知・確認した。</p> <p>また、平成22年4月26日に教育庁営繕技術連絡会（教育庁全技術職員対象）を開催し、指摘内容及び今後の対応について報告し、改めて周知・徹底を図った。</p> <p>さらに、平成22年10月1日付改訂の「平成22年度土木工事項目表」（単価表）に「ゴム製U字溝蓋」を追加した。</p>
総務局 （島しょ）	鋼矢板の単価設定を適正に行うべきもの	<p>羽伏浦海岸整備工事（破堤防止その1、新島村地内）において、護岸下の砂が流出することを防止するために打設する鋼矢板の単価について見ると、大島支庁管内設計単価表（新島地区）の鋼矢板単価に加えて、島への鋼矢板運搬費を計上している。</p> <p>しかしながら、この単価表の鋼矢板単価には島への運搬費が含まれていることから、運搬費の二重計上となり適切でない。</p> <p>このため、積算額約125万円が過大なものとなっている。</p>	<p>大島支庁土木課では、平成22年4月28日の係長会議及び同年7月12日の課内全体会議を開催し、指摘事項を報告するとともに、指摘内容を踏まえ、土木工事における積算について適正に行うよう周知した。</p> <p>また、再発防止のため、島単価の改定については、適時、関係職員全員に通知するとともに、積算にかかるチェックリストを作成し、複数によるチェック体制の強化を図った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
環境局	設備管理委託の積算を適正に行うべきもの	<p>環境局中防合同庁舎設備管理及び保守業務委託は、室内環境や設備機能を良好に維持するため、中防合同庁舎の空調、給排水衛生設備等の運転監視及び日常点検業務を行うものである。</p> <p>このうち、冷温水発生機や冷却塔などの運転監視・巡視業務の積算について見ると、冷暖房の稼働日数に1日当たりの単価を乗じて算出すべきところ、年始・日曜日を除く年間で稼働するものとして機器の運転日以外も含めて日数を算出し計上している。</p> <p>このため、積算額約71万円が過大なものとなっている。</p>	<p>1 局における対応</p> <p>① 平成22年6月24日、工事監査担当課長会にて監査結果の報告と再発防止策を検討し、平成22年6月29日、拡大庶務担当課長会にて監査結果を報告</p> <p>② 平成22年7月13日、庶務担当課長会にて工事関連業務の相談窓口の設置を決定</p> <p>③ 平成23年1月14日、工事監査担当課長会にて監査結果と再発防止策実施状況を報告し、平成23年1月18日庶務担当課長会にて監査結果の報告と再発防止を周知・徹底</p> <p>2 廃棄物対策部(廃棄物埋立管理事務所)における対応</p> <p>設備管理委託の積算については、平成23年度準備契約から冷温水発生機等の運転日数を改め、積算のチェックは積算業務に精通した技術職員が行うようにした。</p>
福祉保健局	トイレブースの積算を適正に行うべきもの	<p>東京都立川福祉作業所(H21)便所等改修工事における、2階女子トイレブース(4室用)の積算について見ると、トイレブースの設置数量は1箇所であるにもかかわらず、誤って4箇所を計上している。</p> <p>このため、積算額約154万円が過大なものとなっている。</p>	<p>契約管財課建築定例会(平成22年11月2日開催)及び契約管財課工事係会(平成22年12月15日、平成23年1月17日開催)において、指摘事項を踏まえ、見積りによる積算の適用について、十分に内容を精査し、適正に算定するよう周知した。</p> <p>また、当該工事係会では、東京都財務局の「工事積算標準」を使用し、仮設工事及び単価設定を中心に係内勉強会も同時開催したうえで、設計、積算業務に当たり、工種別チェックリストを活用し、ダブルチェック等によるチェック体制の強化を図ることとした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
下水道局	型枠工事における型枠運搬費の積算を適正に行うべきもの	<p>砂町水再生センター特高受変電棟再構築工事は、既設特高受変電設備の老朽化に伴い、その機能拡大と耐震構造への移行を目的として、既設棟に隣接して受変電棟を新築するものである。</p> <p>このうち、型枠工事の型枠運搬費について見ると、往復分である型枠運搬費単価を片道分の単価と誤り、2倍の数量が計上されているため、型枠運搬費として積算額約488万円が過大なものとなっている。</p>	<p>建設部では、平成22年7月27日の拡大工事・設計課長会において、指摘内容の報告及びチェック体制の強化を図り、再発防止に努めるよう周知した。また、土木設計課では、平成22年8月18日の係長会を通じて、型枠工事における型枠運搬費の適切な積算方法について、課内に周知徹底を図った。</p> <p>局では、平成22年10月1日の積算基準の改訂に合わせて、建築施設編において往復分である型枠運搬費単価を片道分の単価と誤らないように分かりやすく記述し、改善を図った。また、平成22年10月1日の積算基準説明会において、型枠運搬費の積算について、設計者及び設計審査担当者へ周知した。さらに、平成23年1月31日に工事監査フォローアップ研修を実施し、型枠工事における型枠運搬費の積算を適切に行うことと合わせて、監査事務局の工事監査事例集を説明し、数量算出等幅広く再発防止に向けて確認を図るよう、関係職員に周知した。</p>
下水道局	アスベスト除去費用の積算を適正に行うべきもの	<p>湯島ポンプ所アスベスト除去に伴う建物補修工事における、アスベスト除去作業前に施工場所を覆うプラスチックシート等（以下「養生シート」という。）及び、作業後に除去面及び隔離に使用した養生シートに散布する飛散防止剤（硬化剤）について、</p> <p>① 養生シートは床351㎡、壁523㎡、硬化剤散布は1,374㎡として計上すべきところ、内訳書には対象外の数量を加算するなど、養生シートは床573㎡、壁756㎡、硬化剤散布は1,546㎡を計上している。</p> <p>② 専門工事業者に直接発注しているため、単価に含まれる下請経費相当分の調整をすべきところ、養生シートの単価について調整を行っていない。</p> <p>このため、積算額約102万円が過大なものとなっている。</p>	<p>当該事務所では、平成22年8月2日の係会議、平成22年8月4日の係長会において、指摘内容の報告及びチェック体制の強化を図り、再発防止に努めるよう周知した。</p> <p>主管部の施設管理部では、平成22年9月8日の土木設計担当者・係長会において、指摘事項の内容と適切な積算方法について周知徹底を図った。また、所管する全ての建築工事において、設計書起工前に事前協議を実施し、設計数量、単価について施設管理部もチェックを行い、チェック体制の強化を図り、再発防止に努めている。</p> <p>さらに、局として、平成23年1月31日に工事監査フォローアップ研修を実施し、アスベスト除去費用の積算を適切に行うことと合わせ、監査事務局の工事監査事例集を説明し、数量算出等幅広く再発防止に向けて確認を図るよう、関係職員に周知した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
環境局	ヘリコプター輸送費における諸経費の積算を適切に計上すべきもの	<p>西谷山避難小屋法面補修工事における、資材を運搬するヘリコプター輸送費の積算について見ると、飛行経費は、局積算基準に適用できる歩掛がないため、自然公園等工事積算基準（環境省）等を参考に直接工事費に計上し、一般管理費等の対象額としている。</p> <p>しかしながら、自然公園等工事積算基準によると、飛行経費は、共通仮設費に計上し、一般管理費等の諸経費算出の対象額に含めないこととしている。</p> <p>このため、積算額約113万円が過大なものとなっている。</p>	<p>1 局における対応</p> <p>① 平成22年6月24日、工事監査担当課長会にて監査結果の報告と再発防止策を検討し、平成22年6月29日、拡大庶務担当課長会にて監査結果を報告</p> <p>② 平成22年7月13日、庶務担当課長会にて工事関連業務の相談窓口の設置を決定</p> <p>③ 平成23年1月14日、工事監査担当課長会にて監査結果と再発防止策実施状況を報告し、平成23年1月18日庶務担当課長会にて監査結果の報告と再発防止を周知・徹底</p> <p>2 多摩環境事務所における対応</p> <p>① 平成22年5月11日、本庁主管課との調整会議にて監査結果を情報共有するとともに、今後の技術情報の連絡体制を確認</p> <p>② 平成22年6月30日、自然環境課自然公園係の係内会議にて諸経費の適切な計上とチェック体制の強化について周知</p> <p>③ 通常の照査に加えて技術に精通した職員による設計内容の再チェックを実施</p>
建設局	電気工事負担金の積算を適正に行うべきもの	<p>神代植物公園自家用受変電設備改修工事における、電気工事負担金による電力供給会社が施工する本設の引込用キャビネット及びケーブルの工事について見ると、その費用を、役務費として共通仮設費に計上している。そのため現場管理費、一般管理費等の対象額としている。</p> <p>しかしながら、電力供給会社が施工する本設のための電気工事負担金は、諸経費の対象額に含めないことから、現場管理費、一般管理費等の対象額としていることは適正でない。</p> <p>このため、積算額約103万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成22年11月、東部及び西部公園緑地事務所の設備担当職員を招集して、公園緑地部主催の「平成22年度第6回公園設備職情報連絡会」を開催し、指摘内容を踏まえ、電気供給会社が施工する本設工事のための電気工事負担金は、諸経費の対象に含めないよう周知徹底した。あわせて、電気工事負担金について、工事の積算に含めていないことを確認するためのチェック項目も新たに追加した。</p> <p>また、平成23年1月の技術担当課長会で、監査結果及び西部公園緑地事務所の再発防止策について報告するとともに、局全体として再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。</p> <p>西部公園緑地事務所は、再発防止のため、平成22年11月に工事課課内会議を開催し、上記内容について周知徹底した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
港湾局	ふ頭コンテナクレーン電動機改修工事の積算を適正に行うべきもの	<p>平成20年度品川ふ頭コンテナクレーン（4号機）走行用電動機改修工事は、品川ふ頭に設置されたコンテナクレーン4号機の絶縁劣化した、走行用電動機8台中2台の取替及び撤去した電動機2台の分解組立整備を行うものである。</p> <p>このうち、諸経費等の積算について見ると、局積算基準によれば、このような改修工事では設計技術費が対象とならないにもかかわらず、誤って計上されている。また、走行用電動機については機器単体費に該当するため、一般管理費等の低減を行うべきところ、これを行っていない。</p> <p>このため、積算額約114万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成22年5月28日の担当部署係長会において、積算基準を適用する場合、再発防止策として特に次のことに留意するよう確認し、関係職員へ周知徹底した。</p> <p>① 設計技術費を計上する場合の工事内容や一般管理費を低減する場合の対象施設について再度確認する。</p> <p>② 特に諸経費積算に当たっては、係内でダブルチェックを更に強化し基準の適用に誤りがないか確認する。</p> <p>また、平成22年6月30日に技術管理課より工事監査の指摘内容を関係部署に周知徹底した。</p>
交通局	防災改良工事における共通費の積算基準の検討について	<p>三田線板橋本町駅防災改良（機械設備）その他工事（その1）は、板橋本町駅の既設換気設備を撤去し、換気・排煙設備を新設するなどの工事を行い、防災機能向上を図るものである。</p> <p>このうち、共通費の共通仮設費、現場管理費について見ると、車両電気部積算基準・積算標準に基づき、工事内容により「新築工事」または「改修工事」の別を判断し積算することとしているが、「新築工事」、「改修工事」の明確な規定はなされていない。本工事においては、工事内容が既設換気設備の全撤去、排煙設備の新規付加であることから「新築工事」として積算している。</p> <p>しかしながら、公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省）によれば、「新築工事」の積算は建築物等の新築及び増築に係る機械設備工事に適用するとしていることから、既存駅における本工事は、新築ではなく「改修工事」として見ることもできる。仮に、部基準を国土交通省基準と同様に規定した場合、同基準に基づき共通費を「改修工事」として試算すると、積算額約804万円が縮減できることから、このことを踏まえつつ、基準を定めることが適切である。</p> <p>防災改良工事における共通費の積算基準の検討が望まれる。</p>	<p>担当部署では、平成22年4月28日に電力区長会（定例会議）を開催し、意見・要望の趣旨と今後の対応について関係職員に周知した。</p> <p>局では、意見・要望を踏まえ、平成22年5月10日付けで、国の基準を踏まえ、新築工事及び改修工事の考え方を整理し、車両電気部積算基準・積算標準に反映させた。</p> <p>さらに局では、再発防止のため、平成22年5月24日に電力区長会（定例会議）を開催し、車両電気部積算基準・積算標準の見直しの実施と積算における照査の実施について関係職員に周知徹底を図った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	<p>専門工事として発注した工事の諸経費算定を適正に行うべきもの</p>	<p>八王子資材置場整備工事は、鉄骨プレハブ倉庫の新設及び施設内外構等の工事を行うものである。</p> <p>ところで、局積算基準では、専門工事業者に別の工種を含めて直接発注する場合の諸経費は、別の工種の割合にかかわらず、一般的な工事における諸経费率ではなく、低減された諸経费率を用いて計上することになっている。</p> <p>しかしながら、本工事においては鉄骨プレハブ工事として専門工業者に直接発注しているにもかかわらず、鉄骨プレハブ以外の外構工事等が全体の約5割を占めるため、現場管理費等諸経費がかさむものとして、外構工事の一部については一般的な建築工事における諸経费率を用いて計上している。</p> <p>このため、諸経費算定について見ると、鉄骨プレハブ専門工事の基準による算定より積算額約102万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成22年7月14日、経理部営繕課内での技術研修会において、本指摘の内容を説明し、諸経費算出に際しては基準の遵守を徹底することを周知した。</p> <p>また、本指摘の趣旨を踏まえ、再発防止策として本年10月起工分（起工変更を含む。）から建築工事の諸経費算出に際し、チェック手順を明確にした上で計算シートに新たに審査欄を設け、チェック体制の強化を図ることとし、平成22年10月13日、技術研修会において周知徹底した。</p> <p>さらに、平成22年10月15日付事務連絡により、建築工事を所管する局内関係部署に対し、本指摘の概要及び当該における再発防止策を伝えるとともに、本指摘の趣旨に留意するよう注意喚起を行った。</p>
都市整備局	<p>設計委託の履行管理を適正に行うべきもの</p>	<p>設計委託標準仕様書では、設計業務の着手時及び設計業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならないとされている。また、受託者は、設計業務等の実施について協力会社に対し適切な指導、管理を行って設計業務を遂行しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、21B-5東大和向原公園整備実施設計（その2）ほか1件の委託において都の監督員との打合せ記録簿について見ると、設計業務の着手時及び設計業務の区切りを含めて、受託会社の主任技術者の出席が全く確認できない。また、受託会社の図面作成を担当する協力会社の社員とのみ打合せを行ったことも確認された。</p>	<p>平成22年8月6日に「課内会議」を開催し、「設計委託の適正な履行管理」について、迅速に周知徹底を図った。</p> <p>局は、平成23年1月27日付「平成22年工事監査の結果及び対応について」により、監査指摘内容の周知並びに今後の設計、積算及び施工における留意点の周知を図るとともに、平成23年2月3日に「平成22年工事監査報告会」を開催し、当該案件のほか全指摘事項の周知及び徹底を図った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	排煙設備改修工事における設計変更を適切に行うべきもの	<p>白鬚東第三駐車場排煙設備等改修工事における排煙口の施工状況について見ると、請負者からの見積りにおいて価格差がないことから、当初予定のスリット付き排煙口を協議により反転式排煙口に変更して施工している。</p> <p>しかしながら、局積算要領で定められた反転式排煙口の単価があることから、見積りではなく局単価で変更時の価格検討をすべきである。</p> <p>仮に、局単価で積算すると約70万円の減額が見込まれるため、設計変更を行わずに施工していることは適切でない。</p>	<p>局は、平成23年1月27日付「平成22年工事監査の結果及び対応について」により、指摘内容の周知及び今後の設計、積算等における留意点を周知した。</p> <p>また、平成23年2月3日に「平成23年工事監査報告会」を開催し、指摘内容を周知するとともに、その内容を踏まえ、工事の仕様変更協議について局単価を十分に確認し、適切に設計変更を行うよう職員に周知徹底した。</p> <p>所では、再発防止のため、平成23年2月8日に所長が工事監査に係る関係者会議を開催し、局監査報告会の内容を工事に係る全職員に周知するとともに、設計変更について適正な事務処理をするよう注意喚起を行った。今後管理課における工事については、工事課に積算及び設計を依頼し、工事監督に関しても工事課と連携して対応を行うこととする。</p>
環境局	電気設備補修工事における建設副産物の処理を適正に行うべきもの	<p>平成21年度電気設備補修工事(江東区青海二丁目地先)における建設副産物の処理について、特記仕様書によれば工事に伴い発生する変圧器、電流計や配線等の建設副産物は、有価物発生材として扱い、自由処分とし速やかに場外へ搬出するとし、その発生材が有価物売却されたことを、工事場所から車両への積込時の現認と工事業者からの発生材報告書で確認することとしている。</p> <p>しかしながら、有価物処理する場合は、個々の発生材が有償売却されたことを確認する必要があるにもかかわらず、リサイクル業者の仕入れ伝票には、変圧器以外の電流計や配線等について、明細が無いため有価物として処理したことが確認できない。</p> <p>建設副産物は、不法投棄等の不適切な処理を防止する面から、個々に有価物もしくは産業廃棄物として適切に最終処理されたことを確認するべきであるにもかかわらず、これを怠っていることは適正でない。</p>	<p>1 局における対応</p> <p>① 平成22年6月24日、工事監査担当課長会にて監査結果の報告と再発防止策を検討し、平成22年6月29日、拡大庶務担当課長会にて監査結果を報告</p> <p>② 平成22年7月13日、庶務担当課長会にて工事関連業務の相談窓口の設置を決定</p> <p>③ 平成23年1月14日、工事監査担当課長会にて監査結果と再発防止策実施状況を報告し、平成23年1月18日庶務担当課長会にて監査結果の報告と再発防止を周知・徹底</p> <p>2 廃棄物対策部(廃棄物理立管理事務所)における対応</p> <p>① 建設副産物の適正な処理については、平成22年3月4日、監督員等を対象に「建設廃棄物等の適正処理に関する講習会」を開催し、有価物若しくは産業廃棄物の適正処理を徹底した。</p> <p>② 加えて、監督員等に対して、請負者に処理責任を徹底させるとともに、有価物の引渡しに当たっては、有価物発生材の内訳が分かるよう引渡し表の作成及び積み込み、積み下ろし時の写真撮影の指導・監督を徹底した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
環境局	工事の施工管理について請負者を適切に指導、監督すべきもの	<p>平成21年度新海面Bブロック浸出水集導施設建設工事は、新海面処分場Bブロック内の浸出水を排出するため、集導管を布設するものであるが、施工管理について見ると、請負者より提出のあった工事記録写真においては、集導管の布設の写真整理が不十分なうえ、工事黒板に記載された実測寸法と測定している目盛りが一致していないものが認められた。このことは、工事の施工管理状況等を把握し、出来形を確認するという目的が果たせず適正でない。</p> <p>また、集水柵築造に必要な仮設足場では、2m以上の高所での作業であるにもかかわらず、労働安全衛生規則に定められている手すり等の設置や安全帯の使用等、墜落災害を防止するために必要な措置が講じられていない施工が認められた。</p> <p>このような状況は、作業員の墜落事故につながりかねない大変危険なものであり、工事を安全に施工するためには、関係法令等を遵守した安全対策を確実に実施すべきである。</p>	<p>1 局における対応</p> <p>① 平成22年6月24日、工事監査担当課長会にて監査結果の報告と再発防止策を検討し、平成22年6月29日、拡大庶務担当課長会にて監査結果を報告</p> <p>② 平成22年7月13日、庶務担当課長会にて工事関連業務の相談窓口の設置を決定</p> <p>③ 平成23年1月14日、工事監査担当課長会にて監査結果と再発防止策実施状況を報告し、平成23年1月18日庶務担当課長会にて監査結果の報告と再発防止を周知・徹底</p> <p>2 廃棄物埋立管理所における対応</p> <p>① 工事の施工管理については、監督員が工事の施工管理業務を適切に遂行するため、安全管理に関する「チェックリスト」を見直し、請負者が自ら行う安全管理のほか、現場の不安全状態や不安全行動を、監督員が即時に現場で是正指導できるよう改善した。</p> <p>② また、職員の業務遂行能力の向上を図るため、必要に応じてOJTを実施し、業務の遂行に必要な知識・技能を付与した（21年度3回、22年度8回実施）。</p> <p>③ 加えて、工事等の安全管理の徹底を図るため、工事安全パトロールについて、重点項目を決め、毎月実施するように強化した。</p>
病院経営本部	バス・トイレユニット設置工事における施工管理を適切に行うべきもの	<p>東部地域病院（H21）給排水衛生設備その他付帯工事における、バス・トイレユニット設置工事について見ると、Aタイプのユニットを図面承諾し5台中2台目の施工を行っていたところ、病院側からユニットの使い勝手を改善してほしいとの要望があり、協議により既に据付け終了しているAタイプのユニット2台を解体・撤去し、Bタイプのユニットに変更して施工している。</p> <p>しかしながら、Aタイプのユニットの施工について、図面承諾時に病院側の了解を得ていたものの、現場との仕様の整合確認が不十分であったことから、重複した施工となっていることは、施工管理上適切でない。</p>	<p>平成23年1月28日付で患者サービス課長より、各都立病院庶務担当課長及び本部内関係課長あて、「適正な施工管理等の徹底について」で施工管理等を適切に行うよう周知した。</p> <p>なお、本部は、平成23年2月1日付で経営企画部長より、保健医療公社事務局長あて、「工事における施工管理の徹底について」で公社病院内における現場職員の意見調整を徹底するよう周知した。</p> <p>これを受けて、東部地域病院は、再発防止のため、必要に応じて医療職等現場職員の会議参加を求め、院内調整及び図面確認を一層確実にしている。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	アンカーボルトの出来形管理を適正に行うべきもの	<p>谷地川整備工事（その25）における嵩上げコンクリートの側面に固定する車道用転落防止柵のアンカーボルトの埋込長について見ると、設計ではアンカーボルトのコンクリートへの埋込長は、構造計算を行い安全な埋込長となる180mmで施工することとしている。</p> <p>しかしながら、現況を確認したところ、アンカーボルトの埋込長が設計値を満足せず、安全上必要な最小限の埋込長が確保できていない箇所もあることから適正でない。</p>	<p>指摘の件については、現況確認後直ちに是正工事を行い、平成22年9月30日に完了した。</p> <p>南多摩西部建設事務所は再発防止のため、平成22年9月の工事課係長会において、指摘事項を周知するとともに、今後こうしたことが生じないように設計図書に施工箇所のより詳細な図を記載することにより、確実な施工管理を行うこととした。</p> <p>局は、平成23年1月の技術担当課長会、河川担当課長会において監査結果及び所の再発防止策を報告し、再発防止に向け、出来形管理については工種毎に確実なチェックを行うよう周知徹底した。</p>
港湾局	係船柱塗装工事の施工管理を適正に行うべきもの	<p>平成20年度各ふ頭防舷材補修及びその他工事（東京港港内）は、老朽化の著しい防舷材の交換や係船柱の劣化した塗装の塗替等を行うものであり、特記仕様書によると、係船柱の塗替塗装は「素地調整」「錆止め塗装」「下塗り」「上塗り（2回）」となっているが、工事記録写真及び品質管理表を確認すると、以下の事実が認められた。</p> <p>① 塗装間隔は「素地調整」から「錆止め塗装」を4時間以内に行うべきところ、4日から15日間となっており、また、「錆止め塗装」から「上塗り塗装（2回）」を各々16時間以上とすべきところ、同日に施工している。</p> <p>② 塗膜厚の確認は塗装段階ごとに行うべきところ、最終塗装時のみとなっている。</p> <p>③ 塗装段階ごとの確認は、同一場所で記録写真を撮影すべきところ、他の場所で撮影している。</p> <p>これらは、土木工事出来高管理基準及び塗装材料承諾書に基づく品質及び施工管理の規定を遵守しておらず、施工後の短期間で錆の発生や塗装のはく離のおそれがあり適正な施工となっていない。</p>	<p>局は、平成22年5月28日の担当部署係長会において再発防止策として次のことを確認し関係職員に周知徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度には、監査後、係船柱の塗装について、土木工事出来高管理基準及び塗装材料承諾書に基づく品質及び施工管理の規定を遵守し、塗装間隔の確保及び各塗装段階ごとの塗膜厚の確認、同一場所での記録写真の撮影を徹底した。 平成22年度から、特記仕様書に「係船柱の塗装については、仕様またはカタログの塗装間隔を厳守するとともに、事前に監督員の承諾を得ること」を追記し、監督員による事前確認を徹底した。 <p>また、平成22年6月30日に技術管理課より工事監査の指摘内容を局内関係部署に周知徹底した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
東京消防庁	防火水槽基礎コンクリートの設計・施工を適切に行うべきもの	<p>21耐震性貯水槽（防火水槽）新設工事（その5）における、地上型防火水槽の基礎となる鉄筋コンクリートについて見ると、庁の標準仕様書では、防火水槽本体又は基礎コンクリートには、強度24N/mm²以上、水セメント比55%以下のコンクリートを使用することとしているが、設計では、強度18N/mm²のコンクリートを用いることとし、施工では、強度18N/mm²、水セメント比67.5%のコンクリートを用いている。</p> <p>標準仕様書と異なる仕様の材料を用いるに当たり、強度計算により安全性の確認は行っているものの、コンクリートの耐久性に影響を及ぼすとされる水セメント比については設計・施工時に検討を行っていないことは適切でない。</p>	<p>再発防止に向け、平成22年4月8日付け水利課長通達により、適正な設計積算及び施工管理の徹底について課員に周知し、コンクリート工においては、強度だけではなく耐久性にも配慮し、水密性を保つための水セメント比を採用するなど各環境条件に応じて要求される性能を満たす設計を行うこととした。</p> <p>また、適正な水セメント比で施工が図られるよう、平成22年5月11日に共通仕様書を見直し、コンクリート工における水セメント比を明確に示した。</p>
交通局	換気設備改修工事における設計変更を適正に行うべきもの	<p>新宿線東大島変電所変電設備更新に伴う換気設備改修工事は、変電設備更新に伴い、換気、冷房、動力制御設備等を改修するものである。</p> <p>このうち、工事の施工状況について見ると、冷房設備工事（冷房機器2台）は、別途工事で施工していることから全て取り止めている。また、機器点検架台や防火区画ダンパを追加設置し、換気ダクトの形状を変えるなど施工内容を変更している。</p> <p>しかしながら、追加工事による増額分の積算額約507万円があるとともに、冷房設備工事を全て取り止めたことにより積算額約506万円の減額となるなど、契約内容に大幅な変更が生じたにもかかわらず、軽微な変更として処理し、設計変更を行わずに施工していることは適正でない。</p>	<p>担当部署では、平成22年4月28日に電力区長会（定例会議）を開催し、指摘の趣旨と今後の対応について関係職員に周知した。</p> <p>局では、指摘の原因として図面上の不整合があるとして担当部署が関係部署と関連工事内容の最終確認をするとともに、発注する工事（工事変更を含む）の照査項目、照査担当者、確認行為等について定めた。</p> <p>さらに局では、再発防止のため、平成22年12月16日に開催した電力区長会（定例会議）において、工事変更に関する手続き及び契約変更について、「工事請負契約設計変更ガイドライン（平成21年6月）」に沿って確実に実施するように関係職員に周知するとともに、事務連絡により、適切な契約変更の実施について周知徹底を図った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
港湾局	受変電監視システム改修工事における契約締結を適正に行うべきもの	<p>平成21年度中防ばら物ふ頭受変電監視システム改修工事における契約締結方法について見ると、A以外では本設備の確実・迅速な改修は不可能であるとして、Aと特命随意契約により契約締結をしている。</p> <p>しかしながら、本工事は信号変換器を再使用するものの、一つの装置として独立した機能を持っているシステム全体の改修であるとともに、受変電設備には、基本的に停止するなどの影響を与えることなく施工が可能であり、特に迅速な作業が必要な工事とはいえない。</p> <p>また、設備機器を監視・制御およびデータ収集するための信号項目や種類は、既知であり規格化されていることから、A以外の製作した機器であっても、既設受変電設備等と組み合わせて、設備の監視制御等は支障なく行えるものである。したがって、請負者は、施工において全て廃棄する既設機器に関する、詳細な設計図、製作図面等を必要としない。</p> <p>これらのことから、本工事はA以外であっても機器製作・設置が可能であり、契約の透明性や公平性の観点などから、特命随意契約ではなく競争入札により契約締結すべきである。</p>	<p>局は、平成22年5月28日の担当部署係長会において再発防止策として次のことを確認し関係職員へ周知徹底した。</p> <p>① 特命随意契約予定案件の設計に当たっては、改修するシステムの内容を具体的に明らかにし、係内で情報を共有する。</p> <p>② それが既存のシステムと切離しても装置全体として機能するかどうか等を十分議論した上で適切な契約締結の方法を決める。</p> <p>今後、特命随意契約を行う場合、地方自治法施行令の根拠条文(167条の2)を遵守するため、システム全体の改修なのか、一部分であってもシステムの重要な基幹部分が当初製作した会社の技術を必要とするかなど総合的に検討を加え、契約担当部門との協議を行いながら適切に対応していく。</p> <p>また、平成22年6月30日に技術管理課より工事監査の指摘内容を関係部署に周知徹底した。</p>

[平成22年財政援助団体等監査]

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
産業労働局 (東京都職業能力開発協会)	競争入札を適切に行うべきもの	<p>協会は、人づくり・ものづくりフェア東京の会場装飾に関する業務（契約金額：588万円）を委託している。</p> <p>ところで、協会の財務規程によると、100万円以上の委託契約については、原則として競争入札によるものとしているが、契約書類及び財務規程を見たところ、次のとおり競争入札が行われておらず、適切でない状況が認められた。</p> <p>① 支出予定金額が525万8,000円であるのに対し、契約額は588万円である。</p> <p>② 3者からの見積書があり、その中の最低価格の業者と契約を締結しているものの、仕様書や積算書が添付されておらず、契約に至る経緯も記録されていない。</p> <p>③ 入札の手続きに関する規程が制定されていない。</p> <p>協会は、競争入札を適切に行われたい。 局は、協会が行う契約について、適切に指導されたい。</p>	<p>協会において、平成22年11月1日付で財務規程の改正及び競争入札実施要領を制定した。また、職員に対し事務処理能力の向上を図るための研修を平成22年12月21日に実施した。さらに、局で平成23年2月2日に実施された契約事務等研修会に協会職員が参加し、積極的に契約事務に係る知識の習得等に努めた。</p> <p>局としては、協会内の事務処理についての総点検を2日間（平成22年12月14・16日）実施し、協会内で行われる契約事務について適切に行われるように指導した。</p> <p>今後も引き続き契約事務が適切に行われるよう指導していく。</p>
福祉保健局 (社会福祉法人厚生福祉会)	補助金の返還を求めるべきもの	<p>局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。</p> <p>ところで、この補助金交付状況について見たところ、法人は、要綱等に特段の定めがないにもかかわらず、2時間延長の補助に係る努力・実績加算項目について、カードシステムにより管理している延長保育の時間に、実際に保護者の到着から児童を引き取るまでの平均的な時間として一律15分を加え、努力・実績加算の申請及び実績報告を行ったことから、34万6,000円過大に交付されている。</p>	<p>過大に交付した補助金については、平成23年3月15日に法人より返還された。</p>
福祉保健局 (社会福祉法人砂町友愛園)	補助金の返還を求めるべきもの	<p>局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。</p> <p>ところで、この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目の特別保育事業等推進加算について、アレルギー児対応とすべき児童数を誤って算定したことから、56万6,000円が過大に交付されている。</p>	<p>過大に交付した補助金については、平成23年3月22日に法人より返還された。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局 (社会福祉 法人あすな ろ福祉会)	補助金の返 還を求めるべ きもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に 要する費用の一部を補助している。 ところで、この補助金交付状況について見たとこ ろ、法人は、努力・実績加算項目の延長保育事業（零 歳児の受入れ）について、利用零歳児数を誤って算 定したことから、34万4,000円が過大に交付 されている。	過大に交付した補助金に ついては、平成23年3月 18日に法人より返還され た。
福祉保健局 (社会福祉 法人あすな ろ福祉会)	補助金の返 還を求めるべ きもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に 要する費用の一部を補助している。 ところで、この補助金交付状況について見たとこ ろ、法人は、基本補助項目について在籍児童数を、 また、努力・実績加算項目の延長保育事業（零歳児 の受入れ、2・3時間延長）等について、利用児童 数を誤って算定したことから、199万5,000 円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金 については、平成23年3 月18日に法人より返還さ れた。
福祉保健局 (社会福祉 法人マハヤ ナ学園)	補助金の返 還を求めるべ きもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に 要する費用の一部を補助している。 ところで、この補助金交付状況について見たとこ ろ、法人は、努力・実績加算項目の保育園拠点活動 支援について、ポイント数を誤って算定したことから、 10万円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金 については、平成23年3 月17日に法人より返還さ れた。
福祉保健局 (社会福祉 法人聖オデ ィリアホー ム)	補助金の返 還を求めるべ きもの	局は、社会福祉法人に対して、乳児院の運営に要 する経費の一部を補助している。 ところで、この補助金交付状況について見たとこ ろ、法人は、経営改革等推進事業に係る経費等に対 して算定する加算額について、誤って別に設置する 保育園分を含めて算定したことから、保育園分の1 05万円が重複して過大に交付されている。	過大に交付した補助金に ついては、平成23年1月 4日に法人より返還され た。 なお、過誤が生じた経営 改革促進費補助は、平成2 0年度で終了している。
福祉保健局 (社会福祉 法人聖母会)	補助金の返 還を求めるべ きもの	局は、社会福祉法人に対して、養護老人ホーム等 の運営等に要する費用の一部を補助している。 ところで、この補助金交付状況について見たとこ ろ、法人は、努力・実績加算項目のうち、通院同行 加算の加算対象者数を誤って算定したことから、7 万1,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金に ついては、平成23年3月 11日に法人より返還され た。
福祉保健局 (社会福祉 法人浴風会)	補助金の返 還を求めるべ きもの	局は、社会福祉法人に対して、養護老人ホーム等 の運営等に要する費用の一部を補助している。 ところで、この補助金交付状況について見たとこ ろ、法人は、努力・実績加算項目のうち、通院同行 加算及び介護予防加算の加算対象者数を誤って算定 したことから、66万3,000円が過大に交付さ れている。	過大に交付した補助金に ついては、平成23年3月 18日に法人より返還され た。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局	補助金の算定に係る基準を適切に定めるべきもの	<p>局は、軽費老人ホーム（A型及びB型）運営費補助要綱に基づく補助金を、社会福祉法人に対して交付している。</p> <p>この補助金の交付額は、各施設の利用者収入に応じた基本利用料減免額等の合計額と、総事業費からその事業に係る収入の合計額を控除した額とを比較して少ないほうの額を採ることとしているが、差引額の算出方法について見たところ、将来発生が見込まれる費用を積み立てる積立預金積立支出を経費と認めている一方、積立金を取り崩した際に計上される積立預金取崩収入については「事業に係る収入」として計上させていないことが認められた。</p> <p>しかしながら、積立金取崩時には、収入が計上されるとともに、人件費や施設整備に係る経費として実支出額が総事業費にも計上されることから、積立預金取崩収入は、「事業に係る収入」として計上されるべきである。積立預金取崩収入を「事業に係る収入」として計上した場合と比較すると、補助金交付額に差異が生じており、適切でない。</p> <p>局は、積立・取崩を行った法人とその他の法人との間で、補助金交付額に差異が生じることのないよう、基準を明確にし、公正性、公平性を確保する必要がある。</p>	平成22年度軽費老人ホーム運営費補助金の実績報告、平成23年度軽費老人ホーム運営費補助金の交付申請に向けて、補助要綱及び様式の改正を行い、基準を定めた。
福祉保健局 (社会福祉法人あいの福祉会)	補助金の返還を求めるべきもの	<p>局は、社会福祉法人が設置する身体障害者療護施設等の運営等に要する費用の一部を補助している。</p> <p>ところで、この補助金交付状況について見たところ、法人は、基本補助項目の障害程度区分A及び努力・実績加算項目の身体障害者療護施設最重度障害者加算に係る対象者数を誤って算定したことから、39万4,000円が過大に交付されている。</p>	過大に交付した補助金については、平成22年12月20日に法人より返還された。
福祉保健局 (社会福祉法人東京光の家)	補助金の返還を求めるべきもの	<p>局は、社会福祉法人が設置する身体障害者療護施設等の運営等に要する費用の一部を補助している。</p> <p>ところで、この補助金交付状況について見たところ、法人は、基本補助項目の障害程度区分Aに係る対象者数を誤って算定したことから、64万4,000円が過大に交付されている。</p>	過大に交付した補助金については、平成22年12月20日に法人より返還された。
福祉保健局 (社会福祉法人愛隣会)	補助金の返還を求めるべきもの	<p>局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。</p> <p>ところで、この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目の延長保育事業（零歳児の受入れ）に係る利用零歳児数を誤って算定したことから、5万2,000円が過大に交付されている。</p>	過大に交付した補助金については、平成23年3月17日に法人より返還された。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局 (社会福祉 法人からし だね)	補助金の返 還を求めるべ きもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に 要する費用の一部を補助している。 ところで、この補助金交付状況について見たと ころ、法人は、基本補助項目の年齢別入所児童数（2 歳児）及び努力・実績加算項目のアレルギー児対応 加算に係る対象者数を誤って算定したことから、2 8万円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金に ついては、平成23年3月 14日に法人より返還され た。
福祉保健局 (社会福祉 法人あいの わ福祉会)	補助金の返 還を求めるべ きもの	局は、障害者自立支援法に規定する施設に対して、 事業費の一部を補助している。 ところで、この補助金交付状況について見たと ころ、法人は、その他の収入として計上すべき模擬店 の売上額及び補助対象経費には含むべきではない自 主生産材料費を誤って算定したことから、18万4、 000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金に ついては、平成22年12 月17日に法人より返還さ れた。
福祉保健局 (社会福祉 法人あいの わ福祉会)	補助金の返 還を求めるべ きもの	局は、障害者自立支援法に規定する施設に対して、 事業費の一部を補助している。 ところで、この補助金交付状況について見たと ころ、法人は、その他の収入として計上すべき模擬店 の売上額等を誤って算定したことから、25万4、 000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金に ついては、平成22年12 月17日に法人より返還さ れた。
福祉保健局 (社会福祉 法人すみれ 会)	補助金の返 還を求めるべ きもの	局は、障害者自立支援法に規定する施設に対して、 事業費の一部を補助している。 ところで、この補助金交付状況について見たと ころ、法人は、その他の収入として計上すべき模擬店 の売上額及び出店料等を誤って算定したことから、 41万1、000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金 については、平成23年3 月15日に法人より返還さ れた。
産業労働局 (財団法人 東京都中小 企業振興公 社)	資産計上を 適正に行うべ きもの	公社は、企業情報、受発注情報、施策情報等を提 供する中小企業データベースの運営のため、産業労 働局から東京都中小企業データベース運営支援事業 補助金を受けている。 ところで、資産の管理状況について見たところ、 ウェブ改ざん対策等のため、補助金338万4、6 75円を支出し、バックアップシステム用新規サー バを導入する等システム改修を行ったにもかかわらず、 資産計上していないのは、適正でない。	指摘された資産につい ては、過去2カ年分の減価償 却費等の計上を行うるとも に償却資産台帳への登録を 行った（平成22年12月 1日処理）。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
建設局 (公益財団 法人東京動 物園協会)	会計間にお ける経費負担 を適正に行う べきもの	<p>協会の会計は、公益事業を経理する一般会計、公の施設の管理等を経理する指定管理者事業特別会計及び園内の売店などの収益事業を経理する事業特別会計の3会計に区分して、各会計の事業目的に基づき経理を行っている。</p> <p>恩賜上野動物園では、入園者の案内用にパンフレットを作成し、その経費は、指定管理者事業特別会計で支出している。</p> <p>ところで、パンフレットの一部に、企業の広告が掲載されており、その収入の全額が収益事業である事業特別会計に計上されている。</p> <p>従って、事業特別会計も応分の経費を負担すべきであり、印刷経費の全額を指定管理者事業特別会計で支出しているのは適正でない。</p>	<p>会計間における経費負担の適正化については、平成22年11月26日開催の「契約制度等改善プロジェクトチーム会議」の監査報告において、指摘内容等について説明を行った。この中で、複数の会計が関与する案件に関しては、会計間の経費負担について特に留意し、適正な経費負担を行うことを、プロジェクトチームメンバーである各園管理係長ならびに維持計画係長を通じて関係部署に周知徹底した。</p>
都市整備局 (株式会社 多摩ニュー タウン開発 センター)	廃棄物処理 委託契約を適 正に締結すべ きもの	<p>会社は、所有するビル（パオレ、ガレリア・ユギ）から排出される廃棄物の処理について、委託契約を締結しているが、以下のとおり、適正でない点が認められた。</p> <p>(ア) 会社は、パオレビル厨房排水処理業務委託契約において、排出される汚泥の収集運搬及び処分を委託している。</p> <p>この契約の汚水槽清掃に伴って排出される汚泥は、産業廃棄物に該当し、運搬・処分それぞれについて許可業者に委託しなければならないとされているが、本契約の受託者は、産業廃棄物の収集運搬業の許可は得ているが、処分業の許可は得ていない。</p> <p>(イ) パオレの廃棄物処理業務委託契約及びガレリア・ユギの一般廃棄物処理業務契約は、一般廃棄物と産業廃棄物の収集運搬のみの契約となっており、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 産業廃棄物の処分契約が締結されていない。 ② 処理を委託する廃棄物の種類や数量など必要な事項が契約書には記載されていない。 ③ 会社は、産業廃棄物の運搬を受託した者に対し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付していない。 	<p>(ア) については、新たに処分業者と平成22年10月1日付けで契約を締結した。</p> <p>(イ) については、パオレについては新たに産業廃棄物処分等委託契約を平成22年10月29日付けで締結した。</p> <p>また、ガレリア・ユギについても新たに産業廃棄物処分等委託契約を平成22年12月1日付けで締結した。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
総務局 (公立大学 法人首都大 学東京)	契約事務を 適切に行うべ きもの	<p>法人は、公立大学法人首都大学東京契約事務規程において、予定価格が50万円以上300万円未満の随意契約は3人以上の者から見積書を徴することとし、予定価格が50万円未満の場合は、単数の見積書を徴することにより契約を行うことができている。また、資金前渡による支払については、東京都会計事務規則を準用することとしている。</p> <p>ところで、法人における契約状況について見たところ、以下のような不適切な事例が認められた。</p> <p>① 天井扇等の購入に当たり、天井扇本体とリモコンを、別契約で購入する理由はないにもかかわらず、予定価格50万円未満として契約を分割し、同一業者から見積りを徴取し、購入している。</p> <p>② 会議テーブル等及び椅子の購入に当たり、会議テーブル等と椅子を、別契約で購入する理由はないにもかかわらず、予定価格50万円未満として契約を分割し、同一業者から見積りを徴取し、購入している。</p> <p>③ 実験器具の購入に当たり、起案と契約を同じ日に行っており、まとめて契約が可能であるにもかかわらず、予定価格50万円未満として契約を分割し、同一業者から見積りを徴取し、購入している。</p> <p>④ 調査質問票を回収するための料金受取人払の郵便料金の支払について、振込による代金支払を都の資金前渡処理に準じて行ったとしているが、資金前渡に係る起案決定が行われておらず、契約手続きにより支払が行われている。</p>	<p>平成23年1月13日に理事長から全教職員に対して注意喚起文を送付し、同月25日には、首都大学東京教育研究審議会において、学長から注意喚起を行い、各部局に対して通知文を送付した。</p> <p>事務職員に対しては、同月14日に会計担当係長会を開催し、指摘事項について周知・注意喚起を行うとともに、再発防止を図るために設置した会計担当者連絡会においても、改めて事務担当者に分割発注等契約手続き及び資金前渡に関する注意喚起を行った。</p>
総務局 (公立大学 法人首都大 学東京)	契約事務を 適切に行うべ きもの	<p>法人が行った物品購入に関する契約事務について見たところ、業者から提出された請求書において、請求日が記載されていないにもかかわらず、当該請求書を収受して契約代金を支出している事例が、多数認められた。</p>	<p>平成23年1月13日に理事長から全教職員に対して注意喚起文を送付し、同月25日には、首都大学東京教育研究審議会において、学長から注意喚起を行い、各部局に対して通知文を送付した。</p> <p>事務職員に対しては、同月14日に会計担当係長会を開催し、指摘事項について周知・注意喚起を行うとともに、再発防止を図るために設置した会計担当者連絡会においても、改めて支払事務担当者に請求日付を記入した請求書の取得を徹底した。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
総務局 (公立大学 法人首都大 学東京)	研究費の 立替払に係 る事務処理 を適切に行 うべきもの	<p>法人は、原則3万円未満までの研究費の支出については、特例的に教員による立替払を認め、具体的な取扱については、「会計の手引き」及び「研究費の取扱いについて(平成21年度改定版)」を定めている。</p> <p>ところで、立替払について見たところ、</p> <p>① 「会計の手引き」では、立替払により物品を購入した場合には、検査員が購入日から10日以内に適正に納品されているかを検査することとしているが、健康福祉学部及び産業技術大学院大学において、購入日から大幅に遅れて検査を行っている事例が多数認められた。</p> <p>② 「研究費の取扱いについて(平成21年度改定版)」では、立替払を行った場合の精算期日について、速やかに処理を行う必要があるとしているが、立替払日から精算までに半年以上かかっているなど、精算が大幅に遅れている事例が多数認められた。</p>	<p>平成23年1月13日に理事長から全教職員に対して注意喚起文を送付し、首都大学東京及び産業技術大学院大学の教育研究審議会において、各々学長から注意喚起を行った。</p> <p>事務職員に対しては、同月14日に会計担当係長会を開催し、指摘事項について周知・注意喚起を行うとともに、再発防止を図るために設置した会計担当者連絡会においても、改めて事務担当者に立替払の精算遅延について注意喚起を行った。</p>
総務局 (公立大学 法人首都大 学東京)	金券類に 係る事務の チェック体 制を整備す べきもの	<p>法人では、調査研究への協力に対する謝礼として、被験者や協力機関に金券類を渡す場合があるが、金券類に係る事務について、チェック体制が十分に措置されているとはいえない、以下のような事例が認められた。</p> <p>① 健康福祉学部では、調査研究の一環として行った聞取調査に際し、謝礼として商品券(QUOカード)を26万円分購入している。調査員である学部の教員が1人で、26の医療機関等に対する聞取調査を行い、謝礼として1団体当たり1万円分の商品券を渡したとしているが、その事実を確認できる書面等が一切なく、学部事務室の職員もその事実を確認していない。</p> <p>② 健康福祉学部では、作業療法学科の教員が、体力測定実験の被検者として参加した20名に対して、研究費により購入した3,000円のバス共通カード(合計6万円)を謝礼として渡している。</p> <p>ところで、参加者に渡した事実を確認できる書面等について見たところ、謝礼を渡した教員自身の「参加者に謝礼として1名につき3,000円のバスカードを確かに渡しました」という文章と署名のみであり、受領者の署名押印や第三者による確認などが行われていない。</p>	<p>金券類に係る事務の見直しを行い、事務職員が受領者の署名押印や支払証明等で確認を行うチェック体制を徹底し、それに基づき事務処理を行っている。</p>
総務局 (公立大学 法人首都大 学東京)	工作物を 固定資産台 帳に登録し 、適正に 管理すべき もの	<p>法人は、平成20年4月に都から日野キャンパス及び東京都立産業技術高等専門学校高専品川キャンパスの敷地と校舎等建物について追加出資を受けるとともに、敷地内の工作物66件の無償譲与を受けている。</p> <p>ところで法人は、有形固定資産の範囲を、取得価額が50万円以上の資産で1年以上使用が予定されているものと定め、取得した場合は速やかに固定資産台帳に登録することとし、寄附及び出資による場合の取得価額は、時価等を基準とした公正な評価額としている。</p> <p>しかしながら、2件の工作物が、固定資産台帳に登録すべきであるにもかかわらず、登録がされていない。</p>	<p>平成23年2月18日に固定資産台帳に登録した。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
総務局 (公立大学 法人首都大 学東京)	工業用水道 の契約を見直 すべきもの	<p>法人の東京都立産業技術高等専門学校（高専荒川キャンパス）では、便所洗浄用水として雨水を貯溜した用水を使用しているが、この貯溜水が不足した場合に使用するとして工業用水道の供給契約を締結している。</p> <p>その工業用水道の使用状況について見たところ、平成21年度は年間を通じて1月だけであり、その使用水量は40m³、平成20年度も1月だけで、26m³に止まり、基本料金のみを支払う状況となっている。</p> <p>このように、使用水量が著しく少ない状況が常態化しているのであれば、工業用水道で給水するのではなく、上水で対応するのがはるかに経済的であると認められる。</p>	<p>法人から水道局へ工業用水道の使用中止依頼を行い、平成23年3月31日に工業用水道の使用を停止した。</p>
都市整備局 (首都高速 道路株式会 社)	昼夜区分の 設計変更を適 正に行うべき もの	<p>構造物補修工事19-1-1は、1号羽田線の損傷した土留壁構造部に腹起材やグランドアンカーを設置し安全性の向上を図るものである。</p> <p>このうち、腹起材設置工の施工区分について見ると、設計では、モノレールと近接した作業等となるため、夜間施工としている。</p> <p>しかしながら、モノレール事業者との詳細な協議・検討により、腹起材搬入などの一部の作業を除き、昼間でも安全に施工が可能であることから、昼間で施工しているにもかかわらず、夜間施工から昼間施工への設計変更がなされていない。</p> <p>このため、積算額約419万円が過大なものとなっている。</p>	<p>指摘趣旨については、平成22年11月11日付事務連絡「施工協議の結果等に基づく変更設計の積算について（注意）」を発行するとともに、平成22年11月15日から同月26日までに計8回開催した会議「平成22年度工物品質向上キャラバン」において設計関係者に周知し、再発防止を図った。</p> <p>今後も同様に設計関係者が集まる機会をとらえて周知し、再発防止を指導していく。</p> <p>指摘額においては請負者と協議を行い、平成22年12月27日付で全額の返還を完了した。</p> <p>※ 工物品質向上キャラバン 本社の技術部、品質管理室、保全・交通部の職員及び担当役員が現場の設計担当者らに対して工物品質向上を図るための説明及び指導をする会議</p>

[平成22年各会計定例監査]

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	検査資材等の購入に係る契約手続きを適正に行うべきもの	<p>健康安全研究センター多摩支所において、食品衛生分野の試験・検査等に使用する検査資材等の購入契約のうち、19件全てにおいて、実際の納品日が購入契約締結日以前となっていることが認められた。これは、支出負担行為等の正規の手続きを行わないまま、契約の相手方に納品させ、その後に契約を締結して支払事務を行っているものであり、適正でない。</p> <p>また、支所は、契約の相手方になろうとする者から適切に見積書を徴収のうえ、随意契約を締結したとしているが、それら見積書を確認したところ、全てにおいて、A、B、Cの3社のみから徴収し、その結果、Aを採用している。</p> <p>しかしながら、本件検査資材等については、上記3社以外の業者においても取扱いが可能であり、これらの契約における履行の確認及び支出に係る契約手続きが、適正でないことを加味すると、見積書の徴収においても、契約の競争性、公平性が損なわれた状況となっている。</p>	<p>研究部門からの購入請求の時期について、随時から毎週、定期的に行うことへと見直したことに加え、業者選定や納入等の契約手続きが適切に進行しているかについて、契約部門職員相互の確認を強化した。</p> <p>研究部門職員に対しては、検査資材の在庫管理を適切に行い、至急に調達しなければならぬ事態を避けるよう、平成22年5月の業務連絡会で徹底するとともに、同年7月には支所全職員あてに通知し、周知を図った。</p> <p>業者の選定に当たっては、センターや都全体の入札実施状況等も参考に、特定の業者に偏らず、広く選定を行うよう、従来の3社から8社へと改善した。</p> <p>契約手続きの適正化を図るため、検査資材の年間使用状況を検証し、使用頻度の高い薬品について平成22年度に単価契約を導入した。</p>
産業労働局	要綱等に基づき材料品及び生製品の取扱いを適正に行うよう指導すべきもの	<p>雇用就業部が所管する各職業能力開発センターでは、職業訓練の成果を発表するため、毎年11月に技能祭を開催し、生徒が実習で製作した作品を生産品として展示・販売している。</p> <p>この生製品の取扱いについては、「東京都物品管理規則」、「産業労働局における職業訓練の実習に係る材料品及び生製品の取扱要綱」、及び「都立技術専門校及び東京障害者職業能力開発校の訓練実習に伴う生産品に係る契約事務手続要綱」に基づき行うこととしているが、取扱いの実態について見たところ、材料品・生産品があるにもかかわらず、出納簿を備えていない事例が認められた。</p> <p>部は、要綱等に基づき、材料品及び生製品の取扱いを適正に行うよう指導されたい。</p>	<p>平成22年10月13日に定例監査結果等について各所属長あてに通知を行った。その際、今回指摘を受けた各職業能力開発センター・校については、平成21年度まで遡って材料品・生産品出納簿を備え付けるように指導し、その改善内容については確認済である。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	リース契約において適正な数量の借入を行うべきもの	<p>総務部では、都の事務用情報通信ネットワークのために借り入れるネットワーク機器について、組織改変及び故障時における機器交換等のため、所要台数のほかに予備機器115台を借り入れている。</p> <p>しかしながら、組織改変については、発生時に対応すべきであり、故障時については、代替機の設置を保守要件として契約していることから、これらを理由として予備機器を借り入れていることは適正でない。この結果、331万余円が、不経済支出となっている。</p>	<p>予備機器本体を解約した場合、追加の賠償金を支払わなくてはならないことから、予備機器の保守契約のみを解約する契約変更の手続を行った。</p> <p>具体的には、平成23年3月3日付で受託業者から承諾書を受領し、平成23年4月より予備機器分の保守料金相当額についてリース料金を減額する契約変更を行った。</p>
教育庁	授業料の未納管理を適切に行うべきもの	<p>淵江高等学校では、平成21年度の授業料の長期滞納者20人に対し、納入期ごとの督促を文書で行っておらず、数回分をまとめて督促又は年度末に一時に督促していた。</p> <p>また、納入計画書等を適切に提出させておらず、15人については納入計画書がなかった。納入計画書の提出があった5人についても、納入期ごとの納入の確認や督促が行われていなかった。</p>	<p>淵江高等学校は、継続的に督促を行った結果、当該の生徒から納入確約を受けることができ、その後の個別状況についても継続して管理している。</p> <p>また、平成22年11月に開催した授業料事務担当者対象の授業料事務説明会で、授業料の未納については適時に督促を行うべきこと、納入確約書の提出を求めるとともに、提出後についても追跡して納入を促していく旨、全都立高校に周知徹底した。</p>
教育庁	授業料の未納管理を適切に行うべきもの	<p>大泉桜高等学校では、平成21年度に、2人の生徒について、授業料の未納を理由とした退学処分を行っている。退学処分に当たり、未納となっていた授業料については免除している。</p> <p>しかしながら、学校は、積立金の残額があるにもかかわらず、充当のための交渉をせず全額返金している。</p> <p>また、そのうち生徒1人については、平成21年7月に、平成21年度前期分の授業料として5万7,600円が、口座振替により引き落とされている。この授業料は、本来、そのまま当該期分の授業料として収入すべきであるが、授業料の未納があるにもかかわらず、当該生徒の保護者に依頼されたことにより還付している。</p>	<p>都立学校教育部は、大泉桜高等学校に対して、処分退学においても、まずは積立金の残高の有無を確認し、残高がある場合には未納授業料への充当を提案し、充当承諾書の提出を受けられた場合には充当し、なお未納となっている授業料についてのみ免除するよう指導した。</p> <p>また、授業料の還付は過誤納があったときのみ行うものであり、保護者の求めに応じて安易に還付することのないよう指導した。</p> <p>平成22年11月に開催した授業料事務担当者対象の授業料事務説明会において、監査指摘事項をもとに積立金からの充当及び還付の適正な処理について全都立高等学校に周知徹底した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	生徒の校外学習等に関する交通費の支給について基準を定めるべきもの	<p>都立学校教育部では、生徒の校外実習等に係る工業拠点校実習交通費及び都民広場花壇植栽作業交通費を公費で負担することとし、資金前渡により支給しているが、各学校における交通費の支給事務について見たところ、交通費の算出方法や精算手続について統一性がなく、算出方法については公平性を欠き、精算手続については、生徒の領収を確認できる書類を添付している学校と、添付していない学校が存在する状況となっている。</p> <p>これは、部が、交通費の算出方法や精算手続について基準を定めていないためである。</p>	<p>生徒交通費の算出方法、精算手続について基準を定め、平成23年3月8日付22教学高第2110号「校外実習等に係る生徒交通費の支出方法について（通知）」により関係都立高等学校長あて通知した。</p>
教育庁	商業高等学校間ネットワークの活用状況について把握すべきもの	<p>都立商業高等学校9校をネットワークで接続する商業高等学校間ネットワークについて、赤羽商業高等学校では、平成21年度に商業高等学校間ネットワークを接続後、既存の校内ネットワークに不具合が生じたことから、原因調査のため商業高等学校間ネットワークを遮断しており、平成21年度中はほぼ商業高等学校間ネットワークが使用できない状態だった。</p> <p>しかしながら、都立学校教育部には、こうした状況は伝わっておらず、対応を学校任せにした結果ほぼ一年にわたって商業高等学校間ネットワークを活用できない状態となっていたことは適切でない。部は、商業高等学校間ネットワークの活用状況および不都合の発生状況を把握されたい。</p>	<p>平成23年1月よりネットワーク運用保守体制の見直しを行い、保守委託業者から毎月10日までに、前月分の「商業センターシステム障害対応レポート」及び「利用状況報告書」の提出を受け、活用状況の把握及びネットワーク運用に当たっての不具合の迅速な把握体制の構築を行った。</p> <p>また、商業高等学校間ネットワーク連絡会の際に各商業高校の活用状況を資料や口頭で報告を受け、授業での利用実態を把握している。</p>
教育庁	積立金の執行に関する指導を徹底すべきもの	<p>都立学校教育部は、積立金からの支出に際しては、学校徴収金事務取扱規程で「支出承認書」によることと定めているが、本様式は、会計上の支払いを決定する様式にとどまり、購入の意思決定を行える様式となっていない。</p> <p>また、積立金会計事務に関する事務手引等により、発注を行うより前に、購入の意思決定を行うよう事務フローについて各学校を指導しているものの徹底されておらず、各学校において、発注前に行うべき手続きが省略され、納品後に、納品書を添付した「支出承認書」による事案の意思決定を行っている状況が認められた。</p> <p>部は、積立金の執行に係る意思決定様式の変更を図るとともに、各学校の処理について指導を徹底されたい。</p>	<p>学校徴収金に関する指導内容の周知徹底を図るため、平成23年2月から庁内ネットワークに学校徴収金事務掲示板の運用を開始し、過去の通知や手引・参考資料を体系的に参照可能とした。</p> <p>事務手引については、平成23年3月に改訂を行い、改訂後の事務手引に基づき、適正な事務処理を行うよう周知徹底した。</p>

〔平成21年度決算審査（各会計歳入歳出）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
青少年・治安対策本部	公有財産について ＜無体財産権＞	無体財産権1件（動く防犯の眼の著作権）が登録漏れとなっている。	平成22年10月29日に公有財産増減異動通知書により会計管理者に通知した。
福祉保健局	公有財産について ＜無体財産権＞	無体財産権2件（マスコットキャラクター図形ほか1件の商標権）が登録漏れとなっている。	平成22年10月28日に公有財産増減異動通知書により会計管理者に通知した。
産業労働局	公有財産について ＜無体財産権＞	無体財産権1件（ポケット労働法2009の著作権）が登録漏れとなっている。	平成22年10月29日に公有財産増減異動通知書により会計管理者に通知した。
教育庁	会計処理について	（款）使用料及手数料（項）使用料（目）教育使用料にかかる収入未済額及び還付未済金が5,560円過小に計上されている。	平成22年度歳出還付に要する予算配付を受け、平成23年3月28日に還付の支出を行った。

〔平成21年度決算審査（公営企業各会計）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	医業未収金を適正に計上すべきもの	<p>病院経営本部は、平成21年度決算において、医業未収金を計上しているが、この医業未収金には、閉院した病院及び公社に移管した病院に係る都立病院時のものも含まれている。</p> <p>ところで、本部が引き受けている旧都立病院の医業未収金のうち、社会保険診療報酬支払基金等に対する未収金について見たところ6,417万2,239円が過大に未収金額として計上されていることが認められた。</p> <p>これは、母子保健院の閉院時及び大久保病院の公社移管時に、医事会計システムとの調整やレセプトの整理を行ったところ判明した財務会計システムの計上誤りによるものである。</p>	<p>不一致発生経過等の精査を行ったうえで、6,417万2,239円について医業未収金から特別損失への会計仕分を平成23年2月18日に実施し、財務会計システムに計上されていた未収金額について減額修正した。</p>

[平成21年行政監査 (都立学校の経営について)]

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	現金出納簿の作成目的を明らかにすべきもの	<p>都立学校教育部が作成した「学校徴収金等事務手引」を見ると、現金出納簿の作成目的は、「金銭の出し入れを正確に把握し、保護者や他の関係者の疑惑を招くことのないよう」作成するものとしている。</p> <p>本来、現金出納簿は、現金・預金のあるべき金額（以下「理論値」という。）を常時明らかにしておくために作成する帳簿であり、領収書など収支を証する書類に基づき、記帳する必要がある。</p> <p>しかしながら、これを行わないため、理論値と現金有り高の突合ができず、最終的に差異が発生して、補てんしている事例が見受けられた。これは、学校が、現金管理上の理論値を得るという現金出納簿の目的を理解せず、作成を省略したことによるものである。</p> <p>部は、事務手引に、現金出納簿の作成目的を適切に記載し、適切な指導を行われたい。</p>	<p>平成22年4月14日付22教学高第96号「学校徴収金の取扱いについて（通知）」で現金出納簿は、現金・預金のあるべき金額を常時明らかにしておくために作成する帳簿であること等を通知するとともに、平成22年4月16日に学事担当者悉皆の授業料・学校徴収金事務説明会を実施し周知・徹底した。</p> <p>また、学校徴収金に関する指導内容の周知徹底を図るため、平成23年2月から庁内ネットワークに学校徴収金事務掲示板の運用を開始し、過去の通知や手引・参考資料を体系的に参照可能とした。事務手引については、平成23年3月に改訂を行い、改訂後の事務手引に基づき、適正な事務処理を行うよう周知徹底した。</p>
教育庁	現金出納簿の記載内容を改善すべきもの	<p>学校徴収金の残高管理については、現金有り高、預金残高のそれぞれについて、理論値と有り高とを突合する必要がある。理論値を得るためには、現金出納簿についても、現金残高、預金残高、合計残高を記載する様式とし、口座への収入、口座振替のみならず、現金での受領、口座への預け入れ、口座からの引き出し、現金の支給または払い込みについても現金出納簿に正確に記載する必要がある。</p> <p>しかしながら、各学校において現金出納簿を正確に記載せず、また残高照合をしていない事例が見受けられた。そこで、「事務手引」を見ると、現金欄を設け、現金を取り扱う場合には必ず記帳することを記載していない。</p> <p>部は、事務手引に、現金出納簿に記載すべき事項を適切に記載し、適切な指導を行われたい。</p>	<p>平成22年4月14日付22教学高第96号「学校徴収金の取扱いについて（通知）」で現金出納簿に記載すべき事項について通知するとともに、平成22年4月16日に学事担当者悉皆の授業料・学校徴収金事務説明会を実施し周知・徹底した。</p> <p>また、学校徴収金に関する指導内容の周知徹底を図るため、平成23年2月から庁内ネットワークに学校徴収金事務掲示板の運用を開始し、過去の通知や手引・参考資料を体系的に参照可能とした。事務手引については、平成23年3月に改訂を行い、改訂後の事務手引に基づき、適正な事務処理を行うよう周知徹底した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	収入管理・督促を効率的に行うべきもの	<p>学校は、授業料及び学校徴収金の徴収に当たり、速やかに生徒毎に収入・未収の状況を把握し、未収の場合、督促状を送付する必要があるが、各学校における収入管理・督促について、適時に未収状況を把握していない事例や適時に適切な督促をしていない事例が認められた。</p> <p>また、授業料は授業料等徴収システムを使用して収入・未収の管理を行っているが、生徒からは授業料だけでなく、学校徴収金も徴収しているため、未収管理の段階から授業料と学校徴収金を合わせて取り扱うことが効率的である。しかし、授業料等徴収システムの督促状出力では、柔軟な文案の変更ができず学校徴収金とあわせて督促できないため、手作業で督促状の作成を行っている。</p> <p>データベースソフトウェアまたは表計算ソフトウェアによる授業料と学校徴収金との共通の未納一覧を自動的に作成するとともに、督促状の自動作成を行う方法を検討し、各学校にファイルを配布するなどして、学校における未納管理の負荷の軽減及び事務処理手順の標準化を図る必要がある。</p>	<p>平成22年4月から授業料の不徴収制度が開始したことに伴い、徴収対象者が大幅減となったことも踏まえ、未収管理及び督促の改善を目的とした授業料システムの改修は行わない。</p> <p>システム改修に代えて、学校徴収金については、個人別収支管理ツールに督促状の作成機能等を追加することにより、ツールの活用を通じた事務処理手順の標準化及び未納管理の負荷の軽減を図るとともに、平成23年2月に学校徴収金事務の研修を実施するなど、事務効率化の方法を周知徹底した。</p>
教育庁	個人別管理表への転記を適切に管理すべきもの	<p>学校は、学校徴収金の支払に当たり、支出承認書を作成するとともに、支出金額を現金出納簿に記帳し、個人別管理表に生徒ごとの支出額を転記して個人別の収支管理を行うが、各学校において、個人別管理表への転記誤り、まとめ転記による、転・退学者への返還遅れ、返還誤りが見受けられた。</p> <p>システム導入による統制が実現するまでの間、①支出承認書の意思決定時における個人別管理表への転記の徹底、②学校内での相互牽制・進行管理、が必要となる。</p> <p>経営企画室長、校長は、支出承認に当たり、必ず個人別管理表を確認し、転記及び残高不足の生徒がいる場合には執行を止めるなど、適切な指導を行う必要がある。</p> <p>都立学校教育部は、支出承認書に個人別管理表への転記の確認印欄を設け、室長及び校長に押印させるとともに、支出承認への個人別管理表の添付を徹底させるなど事務処理手順を改められた。</p>	<p>学校徴収金の執行における個人別管理表を利用した個人別支出管理、残高不足の生徒の執行停止及び管理職による事前意思決定の徹底について、平成22年4月14日付22教学高第96号「学校徴収金の取扱いについて（通知）」にて通知するとともに、平成22年4月16日に学事担当者悉皆の授業料・学校徴収金事務説明会を実施し周知・徹底した。</p> <p>学校徴収金に関する指導内容の周知徹底を図るため、平成23年2月から庁内ネットワーク上に学校徴収金事務掲示板の運用を開始し、過去の通知や手引・参考資料を体系的に参照可能とした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	学校徴収金の管理体制を見直すべきもの	<p>赤羽商業高等学校は、平成19年度における転・退学者について精算を誤り、過大に返還している。</p> <p>これは、学校が、①収入・支出を行うに当たり、個人別収入額と支出額を記録していないこと、②支出管理を教員のみで行っており、経営企画室との相互牽制が機能していない状況で、事後承認・立替払を行っているため、支払が遅れていること、によるものである。</p> <p>学校は、個人別管理を収入・支出の都度、正確に行い、また、事後承認・立替払を行わないよう支出管理を経営企画室が行うなどして、学校徴収金を適切に管理されたい。</p> <p>都立学校教育部は学校において、担当教員と経営企画室等との相互牽制を行うよう、指導されたい。</p>	<p>学校徴収金の適切な収支管理について、平成22年4月14日付22教学高第96号「学校徴収金の取扱いについて(通知)」にて通知するとともに、平成22年4月16日に学事担当者悉皆の授業料・学校徴収金事務説明会を実施し周知・徹底した。</p> <p>平成23年3月現在、学校では、個人別管理表による収支管理を行っている。また、経営企画室は収支の都度、内容の確認を行うとともに、毎月の現金出納簿の確認時には、通帳・個人別管理表・現金出納簿の残高照合を実施することによって、管理を実施している。</p>
教育庁	生徒個人別の支出管理を徹底すべきもの	<p>各学校では、学校徴収金の残高が不足している生徒が多数見受けられたほか、残高が不足したまま退学している生徒が見受けられた。</p> <p>これは、学校徴収金の個人別残高が不足していても教材の購入等を行っていること、個人別管理表による管理が適切でないこと、経営企画室と教員の連携が不足していること、などによるものである。</p> <p>各学校は、教員と経営企画室とが十分連携の上、積立金を未納の生徒から徴収するとともに、不足が発生する前に教材の購入・給食の喫食を停止するよう徹底する等の対応が必要である。</p> <p>都立学校教育部は、生徒個人別の支出管理を徹底するよう各学校に指導されたい。</p>	<p>生徒個人別の支出管理の徹底について、平成22年4月14日付22教学高第96号にて通知するとともに、平成22年4月16日に学事担当者悉皆の授業料・学校徴収金事務説明会を実施し周知・徹底した。</p> <p>また、学校徴収金に関する指導内容の周知徹底を図るため、平成23年2月から庁内ネットワークに学校徴収金事務掲示板の運用を開始し、過去の通知や手引・参考資料を体系的に参照可能とした。</p>
教育庁	適正な用途に限定して学校徴収金を用いるべきもの	<p>各学校では、学校の本来の業務に必要な物品等(成績送付用郵券、進路指導用郵券)、生徒個人に利益が帰属しない物品等(受験情報誌)を、学校徴収金により購入しており、適正でない。</p> <p>都立学校教育部は、各学校が適正な用途に限定して学校徴収金を支出するよう指導されたい。</p>	<p>公費・私費負担区分について、平成22年4月14日付22教学高第96号「学校徴収金の取扱いについて(通知)」にて通知するとともに、平成22年4月16日に学事担当者悉皆の授業料・学校徴収金事務説明会を実施し周知・徹底した。</p> <p>また、学校徴収金に関する指導内容の周知徹底を図るため、平成23年2月から庁内ネットワークに学校徴収金事務掲示板の運用を開始し、過去の通知や手引・参考資料を体系的に参照可能とした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	速やかに転・退学者への返還を行うべきもの	<p>各学校において、転・退学者に対し学校徴収金の返還が遅れている事例が多数見受けられた。</p> <p>転・退学許可後、事務の遅れにより、返還のための精算が遅れているのであるから、転・退学許可を起案する際に、必ず、転・退学者にかかる個人別管理表及び授業料・学校徴収金にかかる収入管理帳票を添付し、経営企画室長と校長が確認するよう、事務処理手順を改める必要がある。</p> <p>都立学校教育部は、転・退学者にかかる授業料及び学校徴収金の確認について、適切な事務処理手順を定め、学校を指導されたい。</p>	<p>転・退学者にかかる授業料及び学校徴収金の確認及び速やかな精算・還付の徹底について、平成22年4月14日付22教学高第96号「学校徴収金の取扱いについて（通知）」にて通知するとともに、平成22年4月16日に学事担当者悉皆の授業料・学校徴収金事務説明会を実施し周知・徹底した。</p> <p>学校徴収金に関する指導内容の周知徹底を図るため、平成23年2月から庁内ネットワーク上に学校徴収金事務掲示板の運用を開始し、過去の通知や手引・参考資料を体系的に参照可能とした。</p>
教育庁	処分退学者の学校徴収金の残額を未納授業料に充当すべきもの	<p>授業料未納により退学処分となった者については、通常、授業料を免除しているが、学校徴収金に残額がある場合には、生徒等の充当承認のもと、残額を授業料に充当した上で、残った未納授業料を免除すべきであるが、各学校はこれを行っておらず、適切でない。</p> <p>都立学校教育部は、授業料未納により退学処分となった者について、学校徴収金の残額を未納授業料に充当するよう、学校を指導されたい。</p>	<p>授業料未納による退学処分を行った際には、未納授業料を免除する前に学校徴収金残額からの充当を、必ず検討することについて、平成22年4月14日付22教学高第96号「学校徴収金の取扱いについて（通知）」にて通知するとともに、平成22年4月16日に学事担当者悉皆の授業料・学校徴収金事務説明会を実施し周知・徹底した。</p> <p>また、学校徴収金に関する指導内容の周知徹底を図るため、平成23年2月から庁内ネットワーク上に学校徴収金事務掲示板の運用を開始し、過去の通知や手引・参考資料を体系的に参照可能とした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	学校徴収金管理システムの構築を検討すべきもの	<p>学校徴収金の管理について、①事務処理手順が適切に構築・標準化されていないために正確さを欠いている、②進行管理方法が考慮されていないために事務が遅れている、③事務処理を手作業で行っているため事務の負担が極めて大きい、ことが認められた。</p> <p>都立学校教育部は、①事務処理の誤りの防止、②進行管理の実施、③事務の効率化の観点から、学校徴収金の経理事務用ソフトウェアを作成し配布する必要がある。</p> <p>部は、学校徴収金にかかる事務処理を管理できるシステムの構築を検討されたい。</p>	<p>学校徴収金の管理における事務処理の誤り・遅延防止のための組織的な取組みについては、平成22年4月14日付22教学高第96号「学校徴収金の取扱いについて（通知）」にて通知するとともに、平成22年4月16日に学事担当者悉皆の授業料・学校徴収金事務説明会を実施し周知・徹底した。</p> <p>事務の効率化については、個人別収支管理ツールとして個人別精算書・決算書作成機能のついた個人別管理表の様式を庁内ネットワーク掲示板に掲載し、上記説明会にて周知した。さらに、効率的に文書を作成する方法等について平成23年2月16日・17日に研修を行い、効率化を促進した。今後も庁内ネットワーク掲示板に研修資料を掲載し、説明会等での継続的な周知を通して効率的な事務取扱いの徹底を図っていく。</p>
教育庁	麻しんにかかる受益者負担経費を適正に管理すべきもの	<p>都立学校教育部は、平成19年度に、麻しん（はしか）が大流行したため、未り患、未接種の児童・生徒及び教職員に対して予防接種を実施し、受益者負担の原則の考え方から、各校長が生徒等からワクチン代を徴収し、ワクチン等納入業者に支払っている。</p> <p>しかしながら、学校徴収金と同様の管理をさせず、簿外で各学校に徴収・支出をさせており、適正でない。</p> <p>部は、受益者負担にかかる経費を学校徴収金に準じて適正に管理されたい。</p>	<p>受益者負担に係る経費の取扱いに関して、学校徴収金に準じた事務処理手順により処理するよう「感染症等緊急対応における保護者等受益者負担に係る経費の適正な処理について（通知）」（平成23年3月29日付22教学健康第926号）にて、都立学校長あてに通知した。</p>
教育庁	転学にかかる実態を把握すべきもの	<p>副申書で転学の理由及び中途退学の理由を見ると、転学と退学では、そこに至る経過や事情に相違が認められない。学校をやめる時点で、転学先が決まっていれば転学、決まっていなければ退学となっている。</p> <p>教育庁では高等学校における中途退学者について統計をとっているが、転学者については統計しておらず、指導部においても実態を把握していない。</p>	<p>全都立高校を対象に実施した、学校経営調査において、転学者に関して、（1）転学者の数、（2）転学の理由・原因、（3）転学先、を新たな項目として設け実態把握を行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	<p>転・退学に至った根本的な原因を把握し効果的な転・退学対策を行うべきものの</p>	<p>転・退学の発生原因を解消するための指導が効果なく、転・退学となる場合には、転・退学となった生徒の情報から、転・退学に至った根本的な原因を把握することにより、その原因が発生しないよう、学校運営のあり方などを検討することができ、また、指導の内容と結果を検証することにより、生徒指導の技術・方法を改善する方策が判明するのであるから、学校は、問題点の把握と指導を行ったことがわかるよう、副申書を作成する必要がある。</p> <p>しかしながら、担任教員が作成している副申書では、原因の把握、指導の検証ともにできない状態である。</p> <p>指導部及び各学校は、転・退学に至った根本的な原因と、これに対する指導の詳細を記録・分析し、都立高等学校における効果的な転・退学対策を行われたい。</p>	<p>平成22年7月に転・退学に至った原因を把握するために調査を実施し「不本意入学や学業不振により転学する者が多い」ことなど、文部科学省の問題行動調査と同様の傾向であることが確認された。</p> <p>また、平成23年2月に中途退学者の多い学校に提出を求めた「中途退学防止改善計画書及び中途退学防止進捗状況報告書」を分析することにより、スクールカウンセラーの配置や活用方法に課題があることが判明した。</p> <p>そこで、都立高等学校における効果的な転・退学対策として、スクールカウンセラーの配置方法を見直したほか、スクールカウンセラーの活用による教育相談体制の充実、組織的な相談体制の取組を行うよう指導している。</p>
教育庁	<p>カウンセリング事業の考え方を整理すべきものの</p>	<p>指導部は、学校におけるカウンセリングとして、①指導部が配置するスクールカウンセラー、②教育相談センターが定期的に派遣するアドバイザースタッフ、③教育相談センターが必要時に派遣するアドバイザースタッフ、の2事業3タイプを実施しているが、スクールカウンセラーの配置と、アドバイザースタッフの定期派遣の業務内容は、ほぼ同じである。</p> <p>本来、カウンセリングの必要性の最も多い学校にスクールカウンセラーを配置し、常時配置をしない学校、またはスクールカウンセラーの配置が済んで相談体制が確立している学校にアドバイザースタッフの定期派遣を行うべきところである。</p> <p>しかしながら、部は、それぞれの事業の役割を明確に区分することなく、カウンセリングにかかる事業を行っており、適切ではない。学校におけるカウンセリング事業にかかる全体的な考え方を整理されたい。</p>	<p>平成22年4月に、「スクールカウンセラー活用ガイドライン」や「アドバイザースタッフの派遣事業について(通知)」を学校に発出して、定期カウンセリングをスクールカウンセラーが、随時カウンセリングをアドバイザースタッフが担うこととして、両者の違いを明確に示した。</p> <p>また、校長連絡会、副校長連絡会等を通して、アドバイザースタッフの定期派遣を行わないことなど、スクールカウンセラー及びアドバイザースタッフを活用した相談体制の確立について説明し、周知を図った。</p> <p>平成22年度はアドバイザースタッフの定期派遣は行っていない。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	スクールカウンセラーの配置校の選定方法を改めるべきもの	<p>指導部は、スクールカウンセラーの配置校を選定するに当たり、主に、中途退学者の人数及び発生率を必要性の判断基準として配置校を選定している。</p> <p>しかしながら、転学に至る原因と中途退学者が退学に至る原因には差異がない場合が多いため、中途退学者のみによって必要性を判断することは適切でない。</p> <p>また、スクールカウンセラー活用事業の主な目的は、教育相談体制の確立であるから、スクールカウンセラーを効果的に活用できる教育相談体制を確立できるかの評価を行わないまま、配置校を選定することは適切でない。</p> <p>部は、転・退学の原因を分析するとともに、教育相談体制の現状を確認・評価する選定方法に改められたい。</p>	<p>平成23年度のスクールカウンセラーの配置校の選定については、中途退学数、不登校数、転学数等を判断基準とし、配置を希望する学校に対して、「教育相談体制の現状や教育相談に関する研修の受講状況」等の調査を行うとともに、新たな配置基準(改訂版)を策定し、効果的に活用できる教育相談体制の確立を図った。</p>
教育庁	スクールカウンセラーを活用すべきもの	<p>スクールカウンセラーが配置されている学校において、転・退学者のうちカウンセリングを受けているかについて見たところ、各学校につき年1～2例となっている。</p> <p>本来、スクールカウンセラーは、長期欠席・問題行動に有効であるとして、開始した事業である。カウンセリングは、学校生活・学業不適應による中途退学者には効果がある可能性があるから、学校は、カウンセリングを受けるよう勧める必要がある。</p> <p>指導部は、転・退学者対策の一環として、カウンセラーの活用を推進されたい。</p>	<p>平成23年2月に中途退学者の多い学校を対象に、スクールカウンセラーの活用の検討状況を示した「中途退学防止改善計画書」、改善状況の確認をするための「中途退学防止進捗状況報告書」を提出させ、スクールカウンセラーの活用による教育相談体制の充実を図った。</p>
教育庁	生徒へのカウンセリングを行うべきもの	<p>野津田高等学校では、平成20年度スクールカウンセラーの相談実績報告によると、対象者別相談回数は、生徒32回、保護者8回、教員133回と、教員に対する相談が他を大幅に上回っている状況が見受けられた。この原因について、学校は、平成19年度までのスクールカウンセラーはもっぱら教員を対象とした相談を行っており、平成20年度に現在のスクールカウンセラーが派遣されるようになってからは、生徒等に対する相談も受け付けることになったが、生徒への周知が遅れたため、相談件数が少ない結果になったとしている。</p> <p>しかしながら、平成20年度だけで66名の退学者があるなど、生徒におけるスクールカウンセラーの相談ニーズが想定される以上、生徒に向けたスクールカウンセラーを活用した相談体制を検討されたい。</p>	<p>平成22年3月にスクールカウンセラーによる相談窓口を生徒に周知し、活用を促した。</p> <p>また、平成22年度、学校経営計画に基づき、副校長を中心とした教育相談委員を選定した。教育相談委員会は毎月開催し、気になる生徒の情報交換及び情報の共有化を図り、不安定な生徒の把握、ケア等を継続的に実施するなど、組織的な相談体制として機能している状況である。</p> <p>また、必要に応じて、教育相談センターやスクールカウンセラーのアドバイスを得ながら生徒へのアンケート調査や個人面談を行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	適切なカウンセリング室を整備すべきもの	<p>世田谷泉高等学校は、スクールカウンセラーによるカウンセリングを、旧生徒会室を利用して実施している。</p> <p>しかしながら、カウンセリングを受けている生徒と、カウンセリング待ちの生徒とが、同一室内において、衝立上部は空いていることから、相談内容が他の者に聞かれてしまう状態である。</p> <p>学校は、カウンセリングの秘匿性を考慮し、カウンセリング室そのものが他の空間と仕切られたものとなるよう、改善されたい。</p>	<p>教室等の改修については、予算上の制約により、部分破損、危険防止、老朽対策等が優先されるため、当該相談室の改修は困難な状態である。</p> <p>従って、秘匿性の確保については、カウンセリングの内容が外に漏れないよう相談体制の運用の見直しを行った。</p> <p>具体的には、カウンセリングの時間が重ならないよう予約表により相談時間帯の調整を行っているほか、カウンセリングの順番を待つ利用者のために、同階にある保護者控室を利用している。</p> <p>今後とも、組織的な相談体制のもと、チャレンジスクールに相応しいカウンセリングを継続実施していく。</p>
教育庁	高等学校における特別支援教育を実施すべきもの	<p>指導部は、平成20年度からLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）など発達障害による特別な支援を要する生徒に対して、学校としての組織的支援を行うため、実態把握や支援方策の検討等を行う特別支援教育に関する委員会を設置した。また、教員の中から特別支援教育コーディネーターを課程ごとに指名し、コーディネーターは、委員会の推進役や校内、各関係機関との連絡調整、教職員の特別支援教育に関する理解や協力を図るなどの役割を担うこととしている。</p> <p>しかしながら、特別支援教育が必要な状態であるにもかかわらず委員会及びコーディネーターが活動していない、対象となる生徒がいるか把握していない、養成研修の内容について教員にフィードバックしているに留まっている、などコーディネーター及び委員会が機能していない状況が見受けられた。</p> <p>ところで、世田谷泉高等学校は、国の発達障害支援モデル事業の指定校として、平成17年度からコーディネーターを指名しており、平成20年度報告書により具体的な役割を報告しているほか、発達障害の専門的知識を有する専門家を配置しており、コーディネーターは、情報の集約と専門家、外部機関との調整を行っている。</p> <p>指導部は、世田谷泉高等学校におけるコーディネーター及び委員会の活動状況をモデルケースとすることにより、高等学校に在籍する発達障害が疑われる生徒に対し、必要な特別支援教育を行えるよう、コーディネーター及び委員会の業務の実施方法を検討し、学校を指導されたい。</p>	<p>東京都特別支援教育推進計画「第三次実施計画」（平成22年11月）に基づき、特別支援教育相談の体制整備や特別支援教育コーディネーターの設置・育成を進めるために、学校への通知やパンフレットの配布、研究協議会における実態把握など「障害のある生徒一人一人の教育ニーズ」に応じた適切な教育的支援を行う特別支援教育の推進に取り組んでいる。各学校に対しては、生徒の個別情報を、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を中心に集約することにより、障害のある生徒の把握及び対応を行うよう指導した。</p> <p>また、国の特別支援教育総合推進事業を都立足立東高等学校が受託し、世田谷泉高等学校の実践を踏まえ発達障害のある生徒への具体的な支援の方策等の研究を行った。特別支援教育コーディネーターや校内委員会の役割など、研究の成果について、研究発表会や報告書等の配布により、周知・徹底を図った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	システム導入を検討すべきもの	<p>高等学校の学校図書館のうち、約50%に図書館管理システムが導入されていない。このため、①生徒別の管理データがないため、学年、クラス、生徒個人の未読率が容易には出せない、②どの本がよく貸し出され読まれたかという集計は事実上不可能である、③蔵書点検の作業効率が極めて低い、④新規購入図書の導入手順について効率がよくない、等、図書資料の管理、業務管理等に様々な課題を抱えている。</p> <p>図書館管理システムは、導入費用を考慮したとしても、生徒の未読率の把握により未読率低減のための方策の考案や、効率的な蔵書点検、貸出業務等の効果が見込めるものであることから、指導部は、図書館管理システムの導入を検討すべきである。</p>	<p>図書館管理システム導入の検討の結果、学校図書館の蔵書管理、貸出・返却、統計、蔵書検索等が行うことができる環境を整備するため、平成23～24年度の2年間で全都立高校統一の電子情報機器、図書館管理ソフト、書誌データ目録を配備することとし、各学校に通知した。</p>
教育庁	PCLL教室の整備を柔軟に行うべきもの	<p>各学校におけるPCLL教室の利用状況を見たところ、</p> <p>① PCLL教室を利用した英語科の授業を行っておらず、英語教材ソフトウェアを利用していない</p> <p>② PCLL教室を利用した情報科の授業を行っておらず、情報科関係のソフトウェアを利用していない</p> <p>学校が存在する。</p> <p>これは、PCLL教室1教室整備するという方針のもと、必要性に関係なく、PC教室及びLL教室として機能するのに必要なソフトウェアを導入していることによるものである。</p> <p>都立学校教育部は、各学校のカリキュラムや教育方法に合わせた構成にすることができる柔軟な整備を認めるよう基準を改められたい。</p>	<p>学習指導要領では、外国語・情報各1科目を必修と定め、外国語科ではLL・コンピュータ等の指導への活用、情報科ではコンピュータ等を活用した実習を一定時間以上行うこと等を定めている。</p> <p>都立学校教育部は、PCLL教室の整備に当たり、両科目の授業を学習指導要領に基づいた適切な授業とするため、各校の教育課程に即した内容のソフトウェアを各校で柔軟に選定するよう指導した。あわせて、指摘該当校に対しては選定したソフトを活用し適切に授業を実施するよう指導した。</p>

[平成21年行政監査（東京港臨海地域における公の施設の管理運営について）]

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
<p>港湾局 (日本野鳥の会グループ)</p>	<p>サービスの向上及び利用促進について一層積極的に取り組むべきもの</p>	<p>東京港野鳥公園の指定管理者は、事業計画書において、来園者から寄せられる要望・苦情の分析、顧客満足度調査、利用アンケート等を通じて都民等の広範なニーズを把握・反映し、公園の魅力やサービス水準を高めるために、積極的な取組を行うとしている。</p> <p>ところで、当該公園の利用促進の取組状況について見たところ、次のような問題点が認められた。</p> <p>ア 当該公園はリピーターが多く（年に複数回来園する利用者が59%）、利用者満足度調査においても季節ごとの展示内容変更の要望があることから、展示内容の拡充が求められるが、環境学習に関する情報提供の場である企画展示室（ネイチャーセンター）が、利用客の多い時期には展示がされていないなど活用されていない。</p> <p>イ 団体用環境学習プログラムを用意するなど学校教育での利用に力を入れているが、小学校による利用状況は、地元区以外の区市町村の小学校の利用が低調であることなどから、教員など指導者向けの「自然体験講座」を実施し他の区市町村における学校等による利用の拡大を図っているものの、参加数が少ない。</p> <p>ウ 当該公園はリピーターが多く、利用者満足度調査においても、年間定期券及び回数券の要望があるが、サービスの向上及び利用促進の方策の一つとして、こうした入場料割引制度を導入した場合の効果等についての分析・検討を行っていない。</p> <p>このため、①展示内容の拡充、②教育委員会を通じた広報・普及、③入園料割引制度を導入した場合の効果の分析を行うなど、サービスの向上及び利用促進について、更なる取組が必要である。</p>	<p>ア 4月末の連休から9月初旬の間に、公園内の野鳥や自然を紹介する展示を2回、北海道の生物多様性を紹介する写真展を1回、合計3回の展示を実施した。</p> <p>イ 地元区以外の区市町村の小学校の利用が低調であるため、「自然体験講座」と同様に教員など指導者向けの「ガンカモティーチャーズガイド講習会」を開催することとし、地元区以外の協力を得られた教育委員会等を通じて広報・普及を実施した。</p> <p>また、サービスの向上及び利用促進として、東京都環境局計画課の鳥獣保護担当に紹介を受け、都内3区11市1村の28の愛鳥モデル校等に対しても広報・普及を実施した。</p> <p>ウ 年間パスポートをすでに導入している東京都建設局公園緑地部に導入経緯を聴き、また、利用者ニーズを把握するためにアンケート調査を行うとともに、入園料割引制度を導入した場合の効果について、分析検討を行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
港湾局	中止した提案事業の代替案等の提案を求めるべきもの	<p>指定管理者は、指定管理者選定時に提案した事業計画書に基づく年間業務実施計画書を作成し、都の承認を得なければならず、年間業務実施計画書を変更する場合も同様とするとしている。</p> <p>また、管理状況及び企画提案内容の取組状況等の業務実施報告書を作成し、都に提出しなければならないとしている。</p> <p>ところで、年間業務計画書及び年度業務実施報告書について見たところ、次のような問題点が認められた。</p> <p>ア 晴海客船ターミナルについて、指定管理者は、平成18年度年間業務実施計画書において、自主事業として、レストランススペースをスタジオ・ライブスペースに転換して活用していたが、平成19年3月に実施を見送り、局は、これを承認している。その後、平成19年度及び平成20年度の計画及び実績は、レストランススペースを有効活用するための情報収集及び検討にとどまっている。</p> <p>イ 晴海、有明、青海及び竹芝客船ターミナルについて、指定管理者は、平成18年度年間業務実施計画書において、インターネットを利用した撮影許可申請及び使用料の都への振込みを実施し、利用者の利便性向上を図っていたが、平成19年3月に実施を見送り、局は、これを承認している。その後、平成19年度及び平成20年度の年間業務実施計画書では、これについて、新たな取組は記載されていない。</p> <p>使用料については、指定管理者が利用者から振込みを受けた後に都へ納付することで、当初目的が達せられる状況であるにもかかわらず、検討がなされていない。</p> <p>これらは、サービスの向上のために提案された事業であり、これらが実施されないことは、当該指定管理者によるサービスの向上が図られない状況となるため、局は、その代替となるような取組を指定管理者に提案させるべきである。</p> <p>局は、指定管理者に対して、中止した提案事業の代替案等の提案を求められたい。</p>	<p>ア レストランススペースの活用事業について</p> <p>指定管理者から中止した事業の代替案が提案され、これを受けレストランススペースの一般使用ができるよう「客船ターミナル施設管理運営方針」を改正（23年4月1日実施）し、代替案が実施できるようになった。</p> <p>また、指定管理期間が23年3月31日で満了となるため、新たな指定管理者から提出された事業計画に基づき、レストランススペースの有効活用に向け取り組んでいる。</p> <p>イ 電子申請・事前振込について</p> <p>再度利用者のヒアリング等を実施し意向を確認したが、前回同様電子申請や事前振込みの希望者はなかった。また、撮影では天候により当日中止となることが多く、事前振込みを実施し都に納付した場合還付処理が煩雑になるなど、現時点では利用者サービスの改善に資するものと認められないことから、指定管理者と東京港管理事務所ふ頭運営課とで検討した結果、現行の申請・徴収方式を継続するものとする。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
港湾局	指定管理業務の委託料に係る「緊急対応等経費」の取扱いを適切に行うべきものの	<p>指定管理者の業務内容及び基準を定めた各公園の管理運営方針において、施設維持管理については、指定管理者は、1件当たりの予定金額が30万円未満の施設修繕を行うこととなっており、その他、都との協議により施設補修・修繕等を行う場合があるとしている。</p> <p>一方、局は、指定管理者制度による海上公園の管理に当たって、災害時等の緊急対応業務や安全性・利便性等の確保が必要な補修業務等に対処するため、公園ごとに「緊急対応等経費」の額を定め、公募時に指定管理者に対して提示し、事業計画書に計上させている。</p> <p>「緊急対応等経費」の執行に当たっては、「緊急対応等経費執行要領」により、経費の使途等を次のとおり定めている。</p> <p><経費使途></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 台風、大雨、大雪等によって生じた被害等に対する一次的緊急対応 ② 利用者の安全性や利便性等を確保するうえで必要となる補修工事等（ただし、1件あたり30万円未満のものを除く。） <p><経費の総額、執行上の留意点></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 年間に執行する緊急対応等経費の総額は、公募時に都が提示した額とし、全額執行とすること。 ② 指定管理者は、公園ごとに執行計画書を作成し、年度当初に、都の承認をうるとともに、執行に当たっては、適宜、都と協議すること。 <p>このため、台風、大雨、大雪等によって生じた被害等に対する一次的緊急対応だけではなく、本来局が行うべき大規模修繕等についても、局は、指定管理者に、指定管理業務の対価として支払われる委託料により執行させており、適切でないものとなっている。</p>	平成23年4月1日から適用となる「緊急対応（応急措置）経費執行要領」において、局が行うべき大規模修繕を規定した。

[平成21年財政援助団体等監査]

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
都市整備局 (株式会社 東京スタジアム)	財産に係る 帰属について、都と協定 を締結し、明確な取扱いを すべきもの	<p>株式会社東京スタジアム(以下「会社」という。)は、メインスタジアム、セカンドフィールド及び商業施設を都から借り受け、施設や広告スペース等の貸し出しを行うことにより収益を得て、運営されており、これらの施設における経年変化に伴う改修や、経営上の観点からの設備の増設は、会社が行っている。</p> <p>しかしながら、会社が改修等により取得した財産の帰属について、都と会社との間で明確な基準がない。</p> <p>都及び会社は、会社が取得した財産の帰属について、速やかに都と協定を締結し、明確な取扱いをされたい。</p>	<p>会社が取得した財産の帰属について、適切な帰属のあり方と具体的な手続の方法を東京都と会社で協議した結果、平成23年1月28日付けで「貸付物件(建物及び工作物)に係る財産の帰属に関する協定書」を締結した。</p>
福祉保健局 (社会福祉 法人東京都 社会福祉事 業団)	積立金を安全かつ効率的 に運用すべき もの	<p>事業団は、各積立金をペイオフ対策として全額が保護される無利子の決済性預金で管理しているが、各施設の平成20年度末現在の積立残高は約5千万円から1億余円となっており、2年間で一度も取り崩していない施設もあることから、適切に運用すれば一定の利子収入が見込まれる。</p> <p>このことについて、局は、平成16年度包括外部監査における意見に基づいて、事業団の管理する全ての普通預金口座を決済性預金口座に移管したためとしているが、当該意見では、決済性口座への移管だけを求めているのではなく、経営健全性の高い金融機関への変更、安全性の高い債券等での運用を含めた安全かつ効率的な資金運用を求めているのであり、安全性ばかりを重視して、積立金の全額を無利子の預金で管理していることは適切でない。</p> <p>一方、年度協定では、積立金は指定管理料とは別の預金口座を設けて管理するものとし、これにより利子収入が生じた場合、速やかに都に納付しなければならないと定めており、事業団が運用するメリットはない。</p> <p>年度協定の利子収入に関する規定を変更し、積立金の利子収入を指定管理業務に活用できるようにすれば、管理運営の更なる向上が期待できる。</p> <p>事業団は、積立金を安全かつ効率的に運用されたい。</p> <p>局は、積立金を適切に運用できるよう協定を見直すとともに、事業団に対し積立金を安全かつ効率的に運用するよう適切に指導されたい。</p>	<p>局は、指定管理者による管理運営の更なる向上を図るため、積立金から生じた利子については、指定管理業務に活用できるよう、平成22年度協定から見直しを行った。</p> <p>事業団は、積立金の安全かつ効率的な運用方法について検討した結果、各施設の積立金を事務局で一括して管理することとし、定期預金による運用を開始した。</p>

[平成21年各会計定例監査]

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
財務局	債権管理台帳を整備すべきもの	<p>東京都債権管理条例施行規則第5条では、債権を適正に管理するため、債権額、債権の発生及び徴収に係る履歴（債権の発生日、納付日、時効起算日、交渉経緯）等を記載した債権管理台帳を整備することとしているが、財産運用部は、これらの情報を一元的に把握できる台帳を整備していない。</p> <p>これについて、部は、必要な情報については、部が管理している「土地バンクシステム」からの出力リスト等によって把握できるとしているが、このリスト等には、時効起算日の記載が無く、交渉経緯の記載もほとんどない。また、1債権ごとに債権管理のための情報を掌握するためには、システムの画面や複数のリスト等を突合せなければならず、現行の方法では台帳としての機能を果たしているとはいえない。</p>	<p>「土地バンク電算システムプログラム一部改修業務委託」において、「債権管理台帳」に、適切な債権管理に必要な債権額、債権の発生等の情報が出力できるよう、機能を追加した。</p>
福祉保健局	単数見積による随意契約を適切に行うべきもの	<p>東京都契約事務規則第34条では、随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。なお、財務局長通知では、随意契約のうち予定価格が30万円未満の契約については単数の見積書を徴取するのみで差し支えないが、単数見積処理を行うために、安易に契約を分けるなどの扱いは慎むこととされている。</p> <p>生活福祉部では、各倉庫の自家用電気工作物定期点検保守委託契約について、予定金額が30万円を越える1件を除いて、全てを単数見積による随意契約としていることが認められた。部は、契約相手方は長年にわたって受託しており、機器の状況等について熟知しているためとしているが、各倉庫における定期点検の項目は同じであり、有資格者であれば誰でも受託できる業務であることから、例えば倉庫の所在地域ごとの契約にまとめることで、競争見積とすべきである。</p>	<p>平成23年度の契約締結に当たり、契約形態の検証を行った結果、全8倉庫一括しての定期点検保守委託として、競争見積によって契約することとした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	督促を行い、延滞金の徴収を行うべきもの	<p>「東京都立学校の授業料等徴収条例」及び「東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則」には、授業料を納期までに納付しない者に対する延滞金を課さない旨の定めがないことから、本来、「東京都分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例」（以下「分担金条例」という。）に基づき、納期までに納付しなかった者に、「東京都分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規則」（以下「規則」という。）に定める様式の督促状を送付し、年14.6%の延滞金を徴すべきである。</p> <p>しかしながら、都立学校教育部は、規則が定める様式の督促状を送付することとしておらず、延滞金を徴していない。</p> <p>部は、督促状を送付し、延滞金を徴収するなど、分担金条例の定めにより、徴収事務を適正に行われたい。</p>	平成22年4月からの授業料不徴収制度の開始により、授業料徴収対象者が激減している状態を踏まえ、着実な徴収を行うとともに、未納の防止に向けた管理の強化を図るよう、各学校の担当者に指導を行った。
教育庁	工事店などを競争により決定するよう維持管理事務の委託内容を改めるべきもの	<p>都立学校教育部は、維持管理事務委託仕様書により、東京都住宅供給公社に「都立学校工事店制度」により施工者を登録させることとし、公社では、学校の修繕に必要な工種と単価を定めて、工事店と単価により契約を締結（以下「単価契約工事」という。）している。単価契約工事は、学校で修繕を必要とする場合に、公社が学校から修繕依頼を受けて、工事店に指示して修繕を行わせたのち、修繕に使用した工種と数量により修繕金額を定めて工事店に支払うものである。</p> <p>ところで、維持管理事務委託は、都が行うべき修繕業務にかかる発注、契約、施行管理、履行確認、修繕費の支払いなどの事務を公社に行わせるものであるから、単価契約工事の契約の相手方となる工事店の選定及び金額の決定については、地方自治法の契約にかかる定めに基づいて行わせ、経済性、透明性、公平性の確保を図る必要がある。</p>	単価表については、公社は毎年見直しを行っており、その見直しに当たり、経済性、透明性、公平性が確保されるよう見直し方法や内容が適切であるか確認することとした。工事店の選定については、公社による恣意的な選定が行われないよう選定結果の報告を都度受けることとした。

[平成20年財政援助団体等監査]

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
<p>教育庁 (財団法人 東京都スポ ーツ文化事 業団)</p>	<p>指定管理業 務にかかる経 理区分を適正 に行うととも に、事業報告 書等の検証を 適切に行うべ きもの</p>	<p>教育庁は、事業団を指定管理者として、埋蔵文化財調査センターの管理運営を行わせているが、事業団から提出された事業報告書等を検証したところ、次のとおり問題点が認められた。</p> <p>ア 基本協定において、指定管理業務と自主事業との経理を年度ごとに明確に区分しなければならないとされているが、事業団は、自主事業に係る支出を指定管理業務に係る支出として経理しているなど、経理区分を適正に行っていない。</p> <p>イ 指定管理業務の収支状況決算書は、諸経費の内容及び計上方法が不明である、実際に管理運営に要した経費が把握できない、など、収支状況が確認できない状況となっている。</p> <p>事業団は、指定管理業務に係る経理区分を適正に行われたい。</p> <p>庁は、事業団に対して、指定管理業務に係る経理区分を適正に行うよう指導するとともに、事業報告書等の検証を適切に行われたい。</p>	<p>指定管理業務と自主事業との経理区分について、平成20年12月に行った指定管理者業務に係る実地検査において、指定管理業務と自主事業の経理の区分を明確にし、適正に処理するよう指導した。</p> <p>指定管理業務における諸経費について、平成23年度以降事業団は以下ア及びイのとおり計上方法を定めて金額を算出し、庁はこの計上方法が適正であることを確認した。</p> <p>ア 事業団の本社経費(事業団事務局の法人運営経費)の費用を、体育施設及び埋蔵文化財調査センター(以下「センター」という。)の「指定管理料経費負担人数」の割合により按分する。</p> <p>イ センターに係る諸経費は、必要経費から基本財産利息収入を差し引いた額を、「指定管理料経費負担人数の割合」(事業団全休人数:45名、センター分:4名)で按分して算出している。</p>
<p>都市整備局</p>	<p>共用地占拠の是正を速やかにおこなわせるべきもの</p>	<p>局は、都営住宅及び共同施設の適正な使用の確保に関する業務を、「不適正事例に係る事務の取扱について」(以下「通知」という。)により、指定管理者である東京都住宅供給公社に行わせている。</p> <p>菜園耕作は、通知における共用地占拠に該当し、指導、是正すべき事例であり、立川窓口センターにおいて巡回管理人は、敷地内に許可なく菜園を設けている事例を発見している。</p> <p>しかしながら、公社は、団地の掲示板に「菜園は禁止である」旨の張り紙をすることどまっておらず、菜園を設けた者に対する具体的な指導及び是正に必要な処理を行っていない。</p> <p>これは、局が菜園耕作など共用地占拠を発見した時の具体的な是正方法を定めず、公社に対して具体的な指示をしていないことによるものである。</p> <p>局は、許可なく都営住宅敷地を占拠する者に対して速やかに指導・是正を行えるよう適切な事務処理手順を定め、適正化を推進されたい。</p>	<p>平成22年3月末に策定した事務処理手順に従い、現地調査、調査票の作成、自治会役員等に対する口頭指導、禁止ポスターの掲示などを適切に行っており、さらに一部の菜園耕作を是正したところである。</p> <p>また、自主的な原状回復に応じない団地については、自治会役員等に対する期限を定めた文書の送付や禁止の立て札設置など改善を求めており、適正利用の推進に引き続き取り組んでいる。</p>

[平成20年各会計定例監査]

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	滞納整理事務を適切に行うべきもの	<p>都営住宅経営部は、部が管理する滞納債権について、滞納者の状況や催告の経緯を記録し、この情報に基づいて適時、的確に滞納整理事務を行う必要があるが、部は適切な滞納整理事務を行っていない。</p> <p>これは、滞納整理に係る事務処理手順、催告の経緯等を記録しておく滞納管理票等の様式、記録すべき内容などを定めていないことなどによるものである。</p> <p>部は、滞納整理に係る事務処理手順等を定め、滞納債権の管理を適切に行われたい。</p>	<p>滞納債権については、平成22年2月1日に部内及び事務所に周知した事務処理手順に基づき債権台帳の整備を行い、督促、催告、不納欠損など、適切な債権管理を実施している。</p>
都市整備局	事業用空き家を適切に管理すべきもの	<p>都営住宅経営部は、団地の建替、改装の期間中に、入居者を他の団地に移転させなければならないため、移転先として空き家（以下「事業用空き家」という。）を確保している。</p> <p>建て替えを継続的に進めていくためには、常に一定数の事業用空き家が必要となることから、部は、移転を円滑に進めるため、建替戸数の1.5倍程度の事業用空き家を新築住宅を中心に確保している。一方、都営住宅を有効に活用するためには、新築住宅を事業用空き家として確保する期間、戸数が必要最小限となるよう留意する必要がある。</p> <p>通常、事業用空き家を確保してから入居までにかかる期間を考慮すれば、新築後3年程度確保していくことはやむを得ないものの、3年以上未入居のままとなっている新築の事業用空き家が478戸認められた。</p> <p>部は、新築未入居の状態が長期間継続しないよう事業用空き家を適切に管理されたい。</p>	<p>新築事業用住宅については、建替後の住宅を中心に確保することから、長期間保有し続けることは好ましくないため、入居計画調整会議に加え毎月開催する建替事業の進行管理において、特に3年以上未入居の住宅については重点的に管理を行った。その結果、平成22年11月末現在の事業用空き家は141戸となっている。</p> <p>また、現在保有している住宅についても、移転先として活用し、今後とも、適切な管理に努めていく。</p>

[平成19年行政監査（指定管理者制度による公の施設の管理について）]

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
港湾局	海上公園と海上公園駐車場を一体的に管理させることを検討すべきもの	<p>局は、海上公園の有料駐車場（以下「海上公園駐車場」という。）の管理運営については、指定管理者（海上公園管理者）の管理業務とせず、別途、管理許可を行っている。</p> <p>また、海上公園駐車場として造られた施設の一部については、海上公園駐車場管理者に対して管理許可しており、管理許可の対象となっていない部分については、使用する必要がある都度、臨時駐車場として、占有許可をすることとしている。</p> <p>これらの海上公園駐車場のうち、管理許可の対象となっていない範囲の管理状況について見たところ、管理許可部分と同様に駐車場として使用できる状態となっており、海上公園駐車場管理者が、占有許可を受けることなく使用していた。</p> <p>このように占有許可が適切に行われていない状況は、海上公園の管理と海上公園駐車場の管理とを、一体的に行うことにより改善されるものであると考えられる。</p> <p>局は、指定管理者に、海上公園と海上公園駐車場を一体的に管理させることを検討されたい。</p>	<p>指定管理者には、公園の指定管理にかかる基本協定に、駐車場管理許可受者には、駐車場の管理許可書に、それぞれ、公園と駐車場の利用に支障が生じないよう相互が十分な連携する旨を規定した。</p> <p>また、相互の具体的な連携事項を定め、遵守するよう通知した。</p>